

令和4年度版

# もりぐちの環境



守 口 市

# 守 口 市 民 憲 章

わたしたちは、自由と平和を愛し、人間尊重と自主自立の精神に立ち、互いに協力してよりよい生活を営むためにこの憲章を制定します。

1. わたしたちは、公害を出さないように心がけ、緑と広場のある生活環境をつくりましょう。
2. わたしたちは、お互いに仲良くし、あたたかい人間関係によって連帯感を育てましょう。
3. わたしたちは、自然と文化財を守り、教養を高め、常識豊かな社会人となりましょう。
4. わたしたちは、社会福祉を進め、特に青少年に夢を、老人、身障者らには行きとどいた愛の手を伸ばしましょう。
5. わたしたちは、市政に対して批判と協力を惜しまず、明るい守口市をつくりましょう。

# 目 次

## 第1部 総 論

第1章 守口市の概要	1
第1節 位置・地勢	1
第2節 人 口	2
第3節 産 業	2
第4節 道路・交通	3
第5節 都市計画区域及び用途地域	3
第2章 環境行政の概要	4
第1節 行政組織等	4
第1 行政機構	4
第2 事務分掌	4

## 第2部 大 気 汚 染

第1章 大気汚染の現況	5
第1節 大気汚染に係る環境基準	5
第2節 大気汚染の監視体制	5
第3節 大気汚染の概況	6
第4節 汚染物質別の状況	6
第1 二酸化硫黄	6
第2 二酸化窒素	7
第3 浮遊粒子状物質	7
第4 光化学オキシダント	7
第5 微小粒子状物質 (PM2.5)	8
第5節 簡易測定による窒素酸化物調査	8
第2章 地球温暖化	9
第1節 地球温暖化について	9
第2節 地球温暖化対策について	9

## 第3部 水 質 汚 濁

第1章 水質汚濁の現況	10
第1節 水質汚濁に係る環境基準	10
第2節 公共用水域等の汚濁状況	10
第1 公共用水域の概況	10
第2 環境基準等の達成状況	10
第3 地下水の水質調査	11

第2章 水質汚濁対策	12
第1節 法律・条例に基づく規制	12
第2節 特定（届出）施設の設置工場・事業場の現状	12
第3節 地下水汚染対策	12

## 第4部 騒音・振動

第1章 騒音・振動の現況	13
第1節 騒音・振動の概況	13
第2節 環境騒音の状況	13
第3節 自動車騒音・道路交通振動の状況	13
第2章 騒音・振動対策	15
第1節 法律・条例に基づく規制	15
第1 規制の概要	15
第2 工場・事業場に関する規制	15
第3 特定建設作業に関する規制	15

## 第5部 ダイオキシン類

第1章 ダイオキシン類の現況	16
第1節 ダイオキシン類の状況	16

## 第6部 公害苦情

第1章 公害等に関する苦情	17
第1節 苦情の概要	17
第2節 苦情の受理・処理状況	17

## 第7部 被害救済等

第1章 公害健康被害の補償等制度	18
第1節 制度の概要等	18
第1 補償給付事業	19
第2 公害保健福祉事業	21
第3 健康被害予防事業	22

## 第8部 環境啓発・美化の推進

第1章 環境問題に関する知識の普及	23
第1節 環境啓発行事の実施	23
第1 プラスチックごみゼロへの取組	23
第2 猛暑への取組	23
第3 地球温暖化対策への取組	23
第4 食品ロス削減への取組	24

第5 環境に関する知識の普及啓発への取組	24
第2章 環境美化の推進と普及・啓発	25
第1節 美化清掃活動の推進	25
第2節 違反簡易屋外広告物等の除却	26
第3節 アドブトロード・プログラムの支援	27
第4節 路上喫煙防止の啓発	27

## 第9部 廃 棄 物

第1章 ごみ処理事業の概要	28
第1節 ごみの減量化・資源化施策と実績	28
第1 ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動の実施	28
第2 ごみの分別排出の徹底	28
第3 プラスチック製容器包装分別収集の実施	28
第4 スtockヤード施設の整備	28
第5 粗大ごみ有料化の実施	28
第6 再生資源集団回収実施団体の募集及び奨励金の交付	28
第7 拠点回収事業の実施	28
第8 宅配便を活用した小型家電の回収事業の実施	29
第2節 ごみ排出量の実績及びその性状	30
第1 年間のごみ排出量の推移	30
第2 1人1日あたりのごみ排出量の推移	31
第3 資源化の実績	32
第4 リサイクル率	33
第3節 ごみ処理・処分施設の概要	34
第1 ごみ焼却施設	34
第2 スtockヤード施設	35
第4節 ごみ処理事業の変遷	36
第2章 し尿処理事業の概要	38
第1節 生活排水処理形態	38
第2節 し尿及び浄化槽汚泥収集量	38
第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理	38

## 資 料 集

総 論	1
大気汚染	2
水質汚濁	10
騒音・振動	17
ダイオキシン類	26
公害苦情	27
悪 臭	28

# 第1部 総論

# 第 1 章 守口市の概要

## 第1節 位置・地勢

本市は、東西4,790 m、南北5,345 m、面積12.71 km<sup>2</sup>で、大阪平野を貫流する淀川左岸に位置しています。南及び西の二方は大阪市に接し、東は遠く生駒、金剛連峰を臨んで門真市、寝屋川市に接し、北は北摂山系に面し、淀川を隔てて摂津市が近在しています。市域はおおむね淀川の沖積による平坦地であり、旧淀川廃川地とこれに続く淀川堤跡（OP8.9 m）の地帯がやや高層であるほか東南に至るにしたがって低くなっています。

気候はおおむね温和であり、平均気温は17～18℃程度です。

市の北及び東南の一部にあった農耕地は、近時の大都市周辺地域におけるスプロール現象と相まって、そのほとんどが宅地化、市街化し、市域の東西に伸びている一般国道 1 号を中心として、本市の基幹産業である電気機械器具製造の工場群が分布しています。図 1-1-1 に守口市の位置を示します。

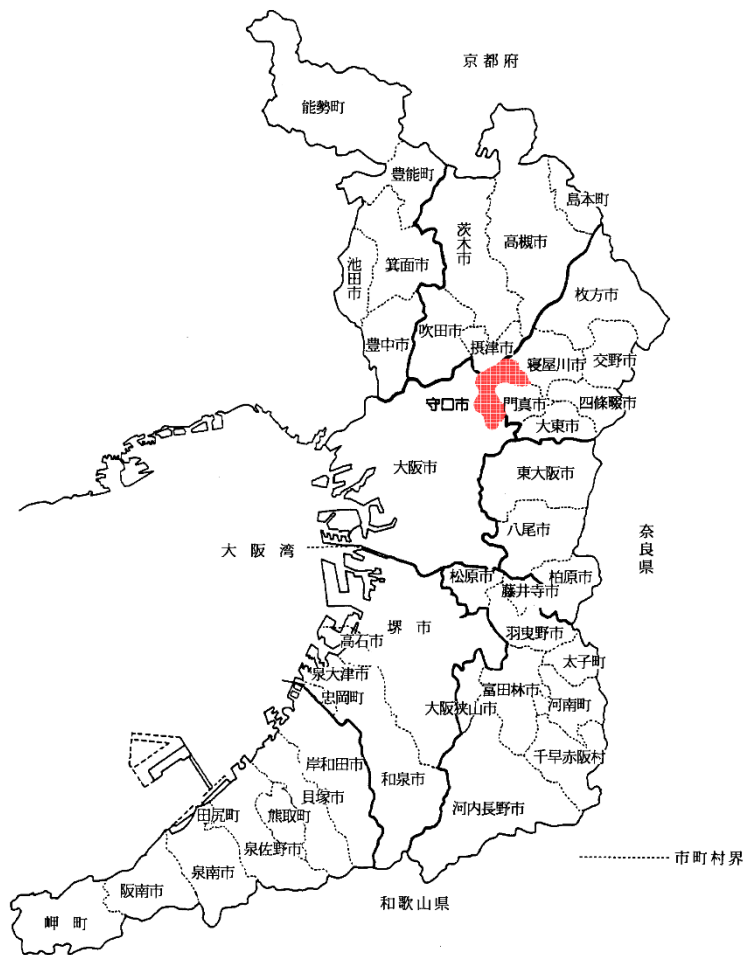


図 1-1-1 守口市の位置

## 第2節 人 口

本市の人口は、昭和46年6月に187,791人を記録したのを最高に、その後漸減傾向を示し、令和3年版守口市統計書によると、令和3年10月1日現在で143,043人となっています。また、世帯数については昭和49年までは増加を続け、同年の61,774世帯以後減少傾向を示し、昭和58年には55,795世帯まで減少しましたが、その後は再び増加傾向を示し、令和3年10月1日現在73,471世帯となっています（図1-1-2）。

人口密度においては、令和3年10月1日において1km<sup>2</sup>あたり11,254人と高い人口密度となっています。

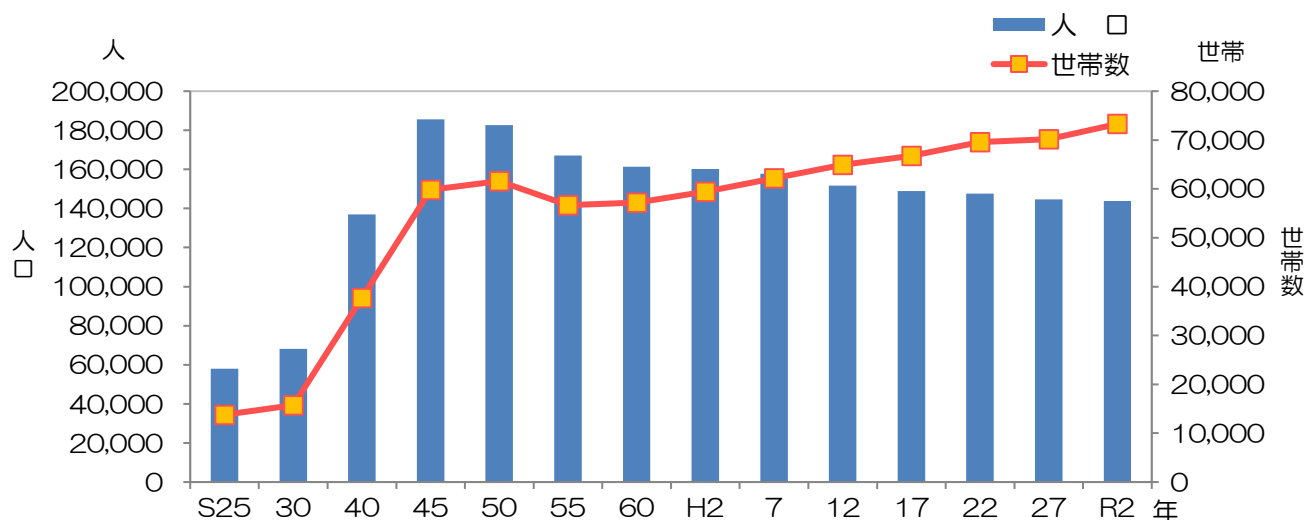


図1-1-2 人口・世帯数の推移

## 第3節 産 業

昭和30年以後の住宅建設に併せ、商業・工業などめざましい進出をみせた本市の産業も、近年における残存農地の減少及び景気の低迷により、最近では事業所の伸びも鈍化の傾向を示しています。

工業統計調査結果によると、令和2年6月1日現在の事業所数は241事業所でした。

また、産業分類別でみると、「金属製品製造業」が46事業所で全体の19.1%を占め、次いで、「生産用機械器具製造業」が38事業所（15.8%）、「プラスチック製品製造業」が32事業所（13.3%）、「電気機械器具製造業」が28事業所（11.6%）となっています（図1-1-3・【資料集】表1-1-1）。

製造業種別に従業者数をみると、大手メーカーが含まれている「電気機械器具製造業」の1,323人で全体の24.4%を占め、次いで「生産用機械器具製造業」が817人（15.0%）、「金属製品製造業」が741人（13.6%）となっています（図1-1-4・【資料集】表1-1-2）。

従業者数規模別工場数や、製造品出荷額を総体的にみると、本市の工業は、「電気・生産用機械器具」を生産する事業所が中心となっている都市といえます。



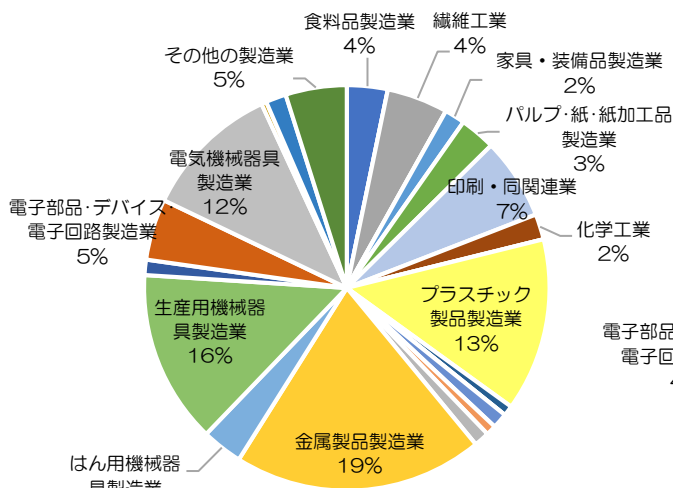


図1-1-3 産業分類別事業所数

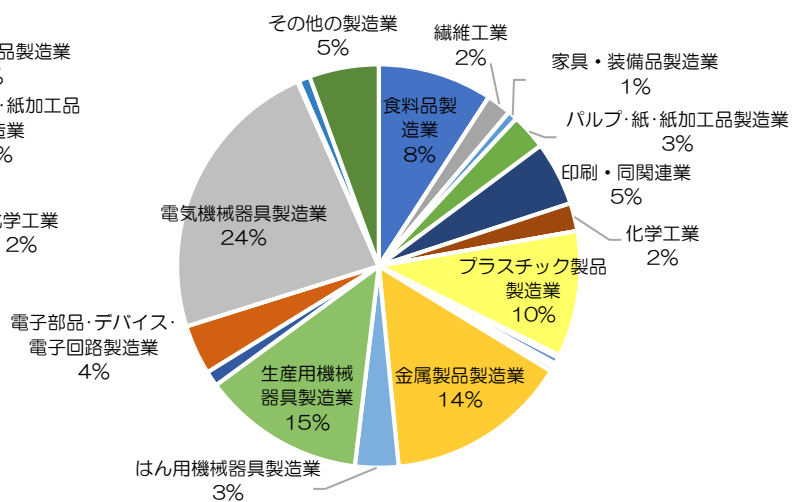


図1-1-4 産業分類別従業者数

#### 第4節 道路・交通

本市における主要道路は、一般国道（1号・163号・479号）、府道（京都守口線・大阪中央環状線等）、近畿自動車道及び阪神高速道路があります。

令和4年3月31日現在の市内道路の路線数は、国道3、府道10、市道1,121、高速道路2の総数1,134路線となっています。

市内の交通機関は、京阪電鉄、大阪メトロ、大阪モノレールの3社の鉄道と、これらの各駅からの京阪バス、大阪シティバス路線が主なものとなります。

#### 第5節 都市計画区域及び用途地域

都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は【資料集】表1-1-3のとおりで、用途地域の状況は、市域の総面積に対して住居系地域が61.6%、商業系地域が6.6%であり、工業系地域が23.8%となっています。

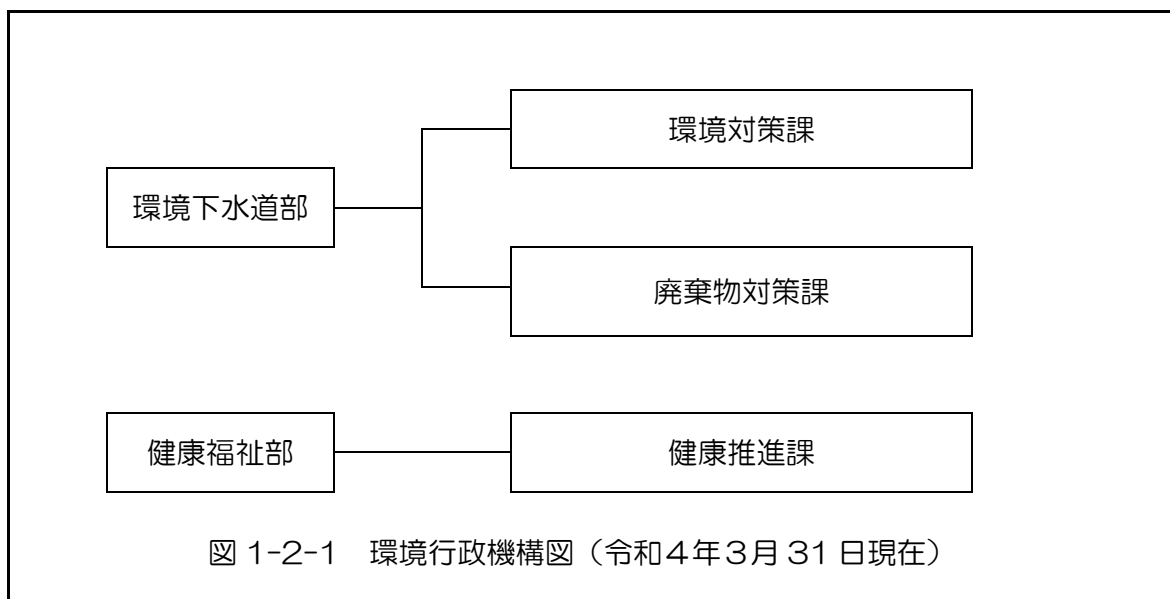
## 第 2 章 環 境 行 政 の 概 要

### 第 1 節 行政組織等

#### 第 1 行政機構

本市の環境行政機構は、令和 2 年 4 月 1 日の機構改革により、クリーンセンター業務課とクリーンセンター施設課が新たに廃棄物対策課として発足し、環境対策課と廃棄物対策課の 2 課体制で環境行政を押し進める体制となりました。

また、公害健康被害補償法（昭和 48 年 10 月 5 日制定）に基づく補償に関する業務については、健康福祉部健康推進課の所管となっています。機構図を図 1-2-1 に示しました。



#### 第 2 事務分掌

##### 環境対策課

- 公害対策及び環境保全に関すること。
- 地球温暖化対策の啓発及び推進に関すること。
- 環境美化の推進に関すること。
- そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。（他）

##### 廃棄物対策課

- 一般廃棄物処理計画に関すること。
- し尿処理事業に関すること。
- 一般廃棄物の減量及び再資源化の推進、啓発に関すること。
- 大阪広域環境施設組合との連絡調整に関すること。（他）

##### 健康推進課

- 公害健康被害の補償給付に関すること。
- 公害健康被害認定審査会に関すること。（他）

## 第2部 大 氣 污 染

# 第 1 章 大 気 汚 染 の 現 況

## 第 1 節 大 気 汚 染 に 係 る 環 境 基 準

大気汚染に係る環境上の目標として、国においては環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて環境基準が設定されています（ダイオキシン類については第5部を参照）。

## 第 2 節 大 気 汚 染 の 監 視 体 制

本市域内には、大阪府所管の大気汚染常時監視測定局が2局（西部コミュニティセンター、淀川工科高校）設置されていますが、本市でも独自に昭和59年3月に第1測定局（金田町1丁目）、昭和60年9月に第2測定局（大日町3丁目）、平成元年10月に第3測定局（菊水通4丁目）を整備し、大気汚染状況の常時監視を行っていました。

しかしながら、近年の大気汚染状況を鑑み、令和3年4月1日から、本市所管においては大日測定局（第2測定局を改称）での1局体制により運用しています。

本市域内の大気汚染常時監視測定局の位置は図2-1-1のとおりです。

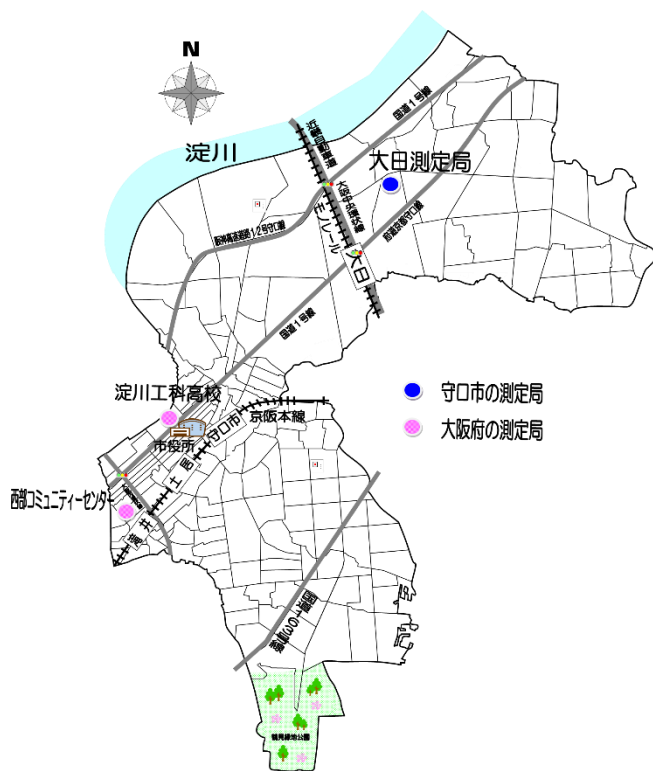


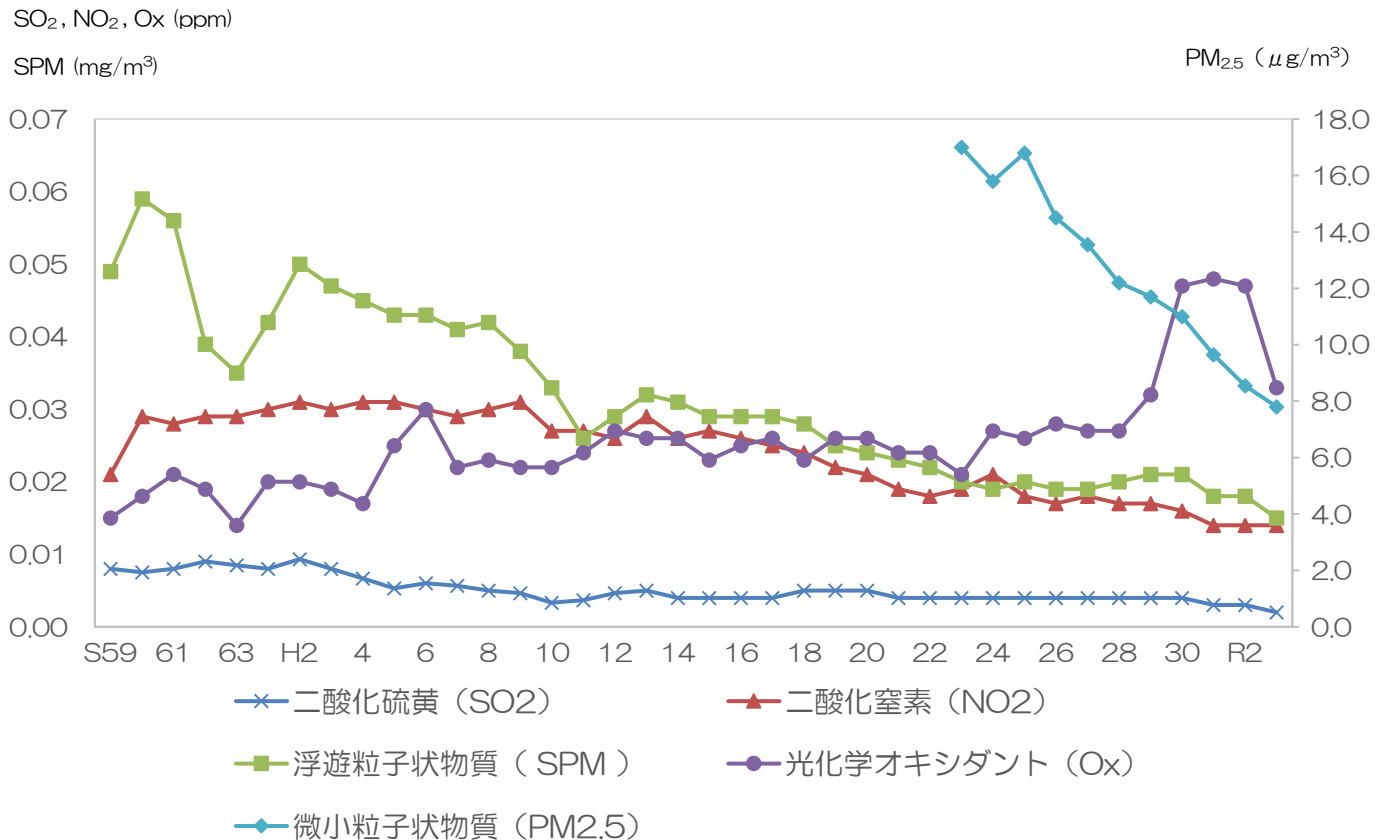
図 2-1-1 大気汚染常時監視測定局の位置

大日測定局の外観

### 第3節 大気汚染の概況

本市の大気汚染状況は、工場・事業場に対する指導規制、公害防止技術の進展及び自動車排出ガスの規制強化等により一定の改善が進んでおり、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しています。

#### 主な大気汚染物質濃度（年平均値）の経年変化



### 第4節 汚染物質別の状況

#### 第1 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、主として石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴い生成される大気汚染物質です。以前には石油系燃料が大量に消費されたことにより汚染が拡大したが、使用燃料の低硫黄化、燃料転換等の対策により、大気中の二酸化硫黄濃度は大幅に減少してきており、ここ数年は低濃度で推移しています。

令和3年度は、環境基準を達成しています。



図2-1-2 二酸化硫黄濃度の推移  
（1日平均値の2%除外値）

## 第2 二酸化窒素

二酸化窒素は、自動車の排出ガス、工場やビルに設置されているボイラーの排出ガスなどに含まれる大気汚染物質です。

令和3年度は、環境基準を達成しており、ここ数年は低濃度で推移しています。

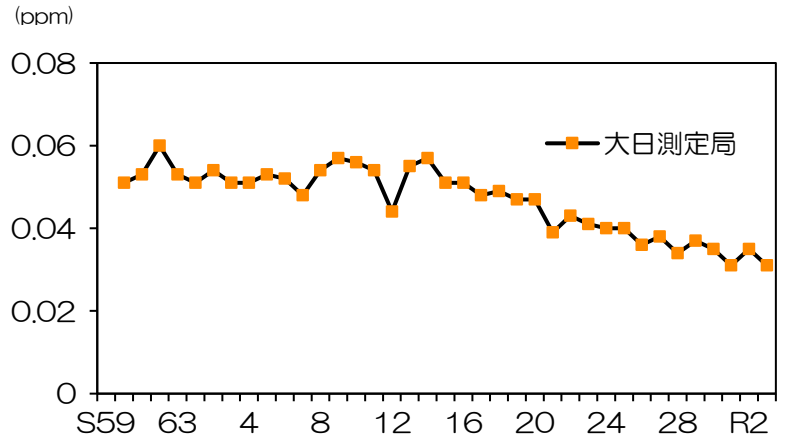


図2-1-3 二酸化窒素濃度の推移  
(1日平均値の年間98%値)

## 第3 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10マイクロメートル( $\mu\text{m}$ )以下の粒子状物質といえます。これらの微粒子は、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度の場合は人の健康に与える影響が大きいといわれています。

令和3年度は、環境基準を達成しており、ここ数年は低濃度で推移しています。

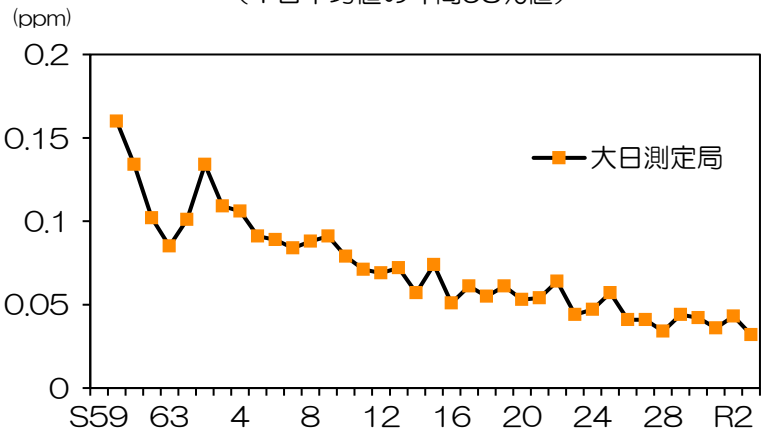


図2-1-4 浮遊粒子状物質濃度の推移  
(1日平均値の2%除外値)

## 第4 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、複数の大気汚染物質が、大気中で太陽光により化学反応を起こして生成する物質で、光化学スモッグの原因となります。

令和3年度は、環境基準を達成できませんでした。

また、令和3年度における本市を含む東大阪地域への発令状況は、予報が1回発令、注意報は発令されませんでした。

令和3年度の発令回数は、前年度と比較して減少しており、府下全域に注意報の発令された日はありませんでした。

光化学スモッグ年度別発令数の推移を図2-1-6に示します。なお、令和3年度での本市における光化学スモッグによる被害の訴えはありませんでした。

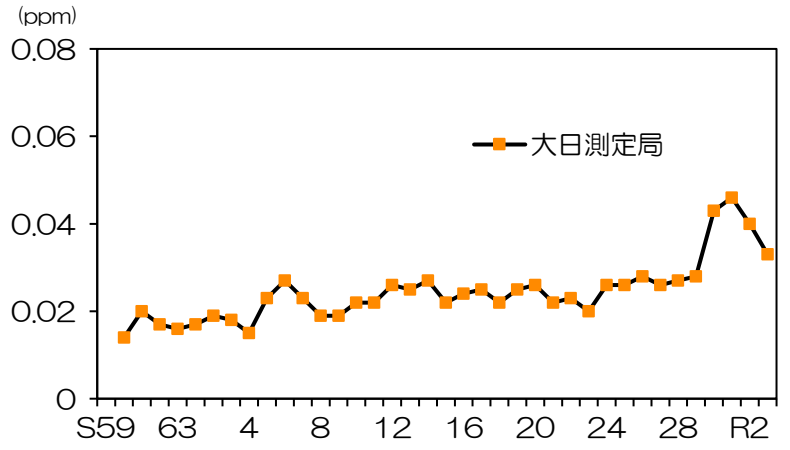


図2-1-5 屋間の光化学オキシダント濃度の推移  
(屋間の1時間値の年平均値)

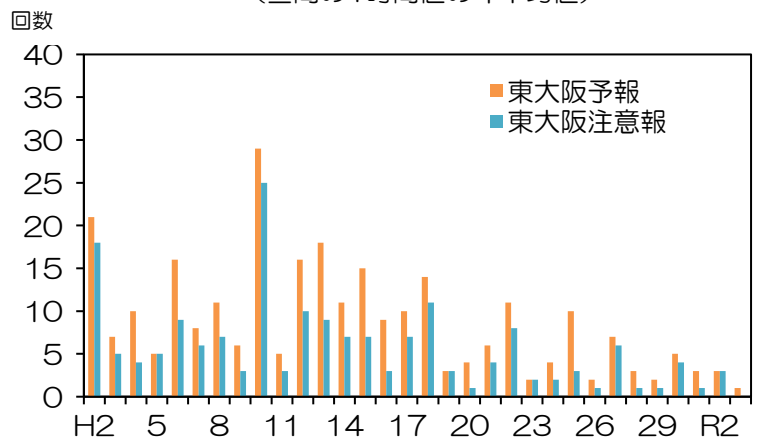


図2-2-6 光化学スモッグ年度別発令数の推移

第5 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは、大気中に浮遊する粒径2.5 μm以下の粒子状物質をいいます。粒子が小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されます。

本市では、淀川工科高校及び西部コミュニティセンター(※)で大阪府が測定しています。

(※平成29年3月までは守口保健所で測定。)

令和3年度は各測定局とも短期的評価及び長期的評価ともに環境基準を達成しています。

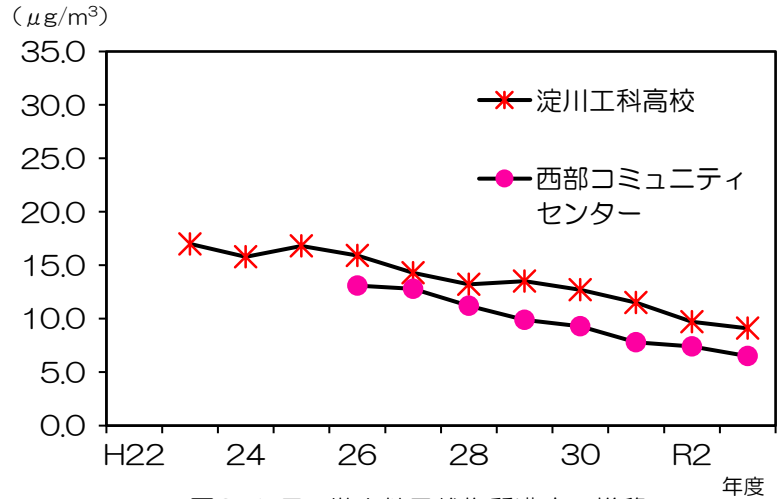


図2-1-7 微小粒子状物質濃度の推移

第5節 簡易測定による窒素酸化物調査

本市では、平成3年度より窒素酸化物濃度を把握するため、市内の主要幹線道路沿い及び主要交差点18カ所において簡易測定 (PTIO法) による調査を年4回行っています。

令和3年度における、全測定点の二酸化窒素の年平均値は 0.027 ppm でした。年平均値の最高値は、大日町1交差点 (北側) で 0.041 ppm でした。表 2-1-1 に各期における窒素酸化物簡易測定による結果 (二酸化窒素) を、また【資料集】表 2-1-10 に測定結果、【資料集】図 2-1-1 に測定地点を示しました。

表 2-1-1 窒素酸化物簡易測定結果 (ppm)

測定結果	春	夏	秋	冬	平均
平均値	0.028	0.018	0.038	0.026	0.027
最大値	0.040	0.037	0.046	0.042	0.041
最小値	0.016	0.009	0.031	0.017	0.018



窒素酸化物簡易測定用の器具取り付けの様子及び測定用器具



## 第2章 地球温暖化

### 第1節 地球温暖化について

地球温暖化は、温室効果ガスが地球の表面を覆うことにより、大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、平均気温の上昇、台風等による被害、農作物や生態系への影響等、超長期的にみて人類の生存に関わる深刻な環境問題です。

近年、化石燃料の大量消費を伴う社会活動が地球温暖化を引き起こし、異常気象や海面上昇など地球規模での大きな問題となっています。

### 第2節 地球温暖化対策について

平成11年4月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画（実行計画）を策定し、公表することが義務づけられました。

本市においては、平成14年度に「守口市地球温暖化対策実行計画」、平成26年度に「守口市地球温暖化対策実行計画Ⅱ」、令和3年度に策定した「第3期守口市地球温暖化対策実行計画」に基づき、引き続き市役所から排出される温室効果ガスの削減に努めています。

実行計画の概要及び令和3年度の温室効果ガスの排出量を次に示します。

#### 1 実行計画の概要

##### ＜実行計画の目標＞

平成25年度を基準とし、令和3年度から令和12年度までに市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を40%削減する。（令和12年度の目標 9,979 t-CO<sub>2</sub>）

##### ＜取組の基本方針＞

- ① 省エネルギー・省資源対策の推進
- ② ごみの減量・リサイクルの推進
- ③ 公用車対策の推進
- ④ グリーン購入の推進
- ⑤ 環境情報の共有

#### 2 市役所における温室効果ガスの排出量（令和3年度）

市役所全体の排出量・・・13,339 t-CO<sub>2</sub>（平成25年度比20.0%削減） ※暫定値

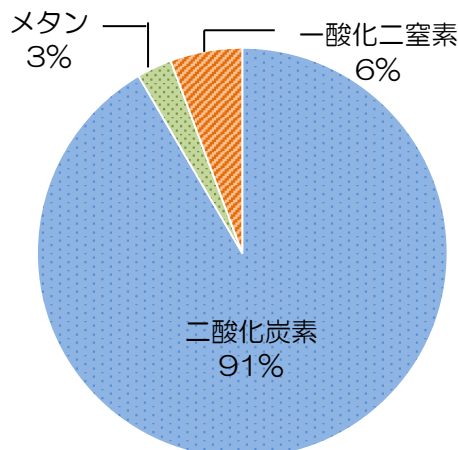


図 2-3-1 温室効果ガスの内訳



## 第3部 水質汚濁

# 第 1 章 水 質 汚 濁 の 現 況

## 第 1 節 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境上の目標として、国は人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準を設定しています。

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域についてカドミウム等の27項目に関して一律に定められています。

また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じた水域類型を設け、それに応じて水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、溶存酸素量(DO)等の基準値を設定し、それぞれの公共用水域について水域類型を指定することにより当該公共用水域の環境基準を具体的に示すこととなっています（【資料集】表3-1-1・表3-1-2・表3-1-3）。

本市が調査している古川は、生活環境の保全に関する環境基準（河川）D類型に指定されています（【資料集】表3-1-4）。

## 第 2 節 公共用水域等の汚濁状況

### 第 1 公共用水域の概況

本市には2河川があり、そのうち淀川は大阪の代表的な河川で、市域内には4つの浄水場が存在し、京阪神地域の重要な水源となっています。一方、古川は寝屋川市及び門真市との境界を流れており、生活排水等の影響も多く、都市排水路的な性格がみられます。また、市内を流れる西三荘都市下水路及び中小の水路については下水道の整備に伴い、農業用水として利用している時期を除いて水量が減少しています。

### 第 2 環境基準等の達成状況

令和3年度における市域内の公共用水域の水質調査は、古川の1地点において、人の健康の保護に関する項目について年1回、生活環境項目について年4回測定を実施しました。

#### 1 健康項目

カドミウム等26項目の調査を行ったところ、令和3年度も引き続き、全ての項目で環境基準を達成しています（【資料集】表3-1-6）。

#### 2 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のうち河川の代表的な汚濁指標とされている生物化学的酸素要求量(BOD)について、ここ数年は低い値で推移しており（図3-1-1）、令和3年度においても環境基準を達成しています（【資料集】表3-1-6）。

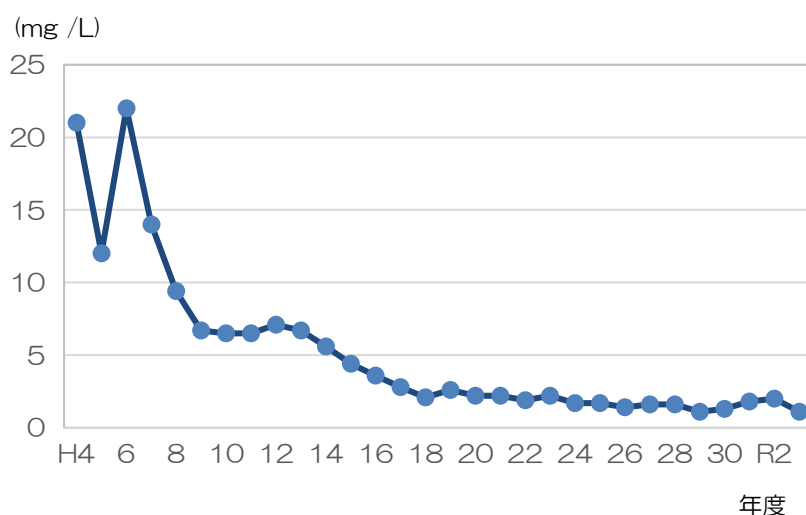


図 3-1-1 古川のBOD濃度の推移（年平均値）

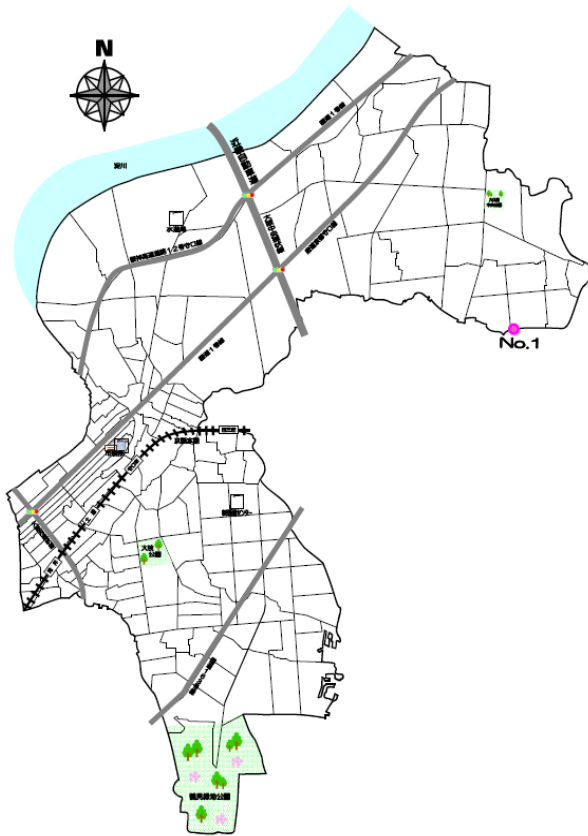
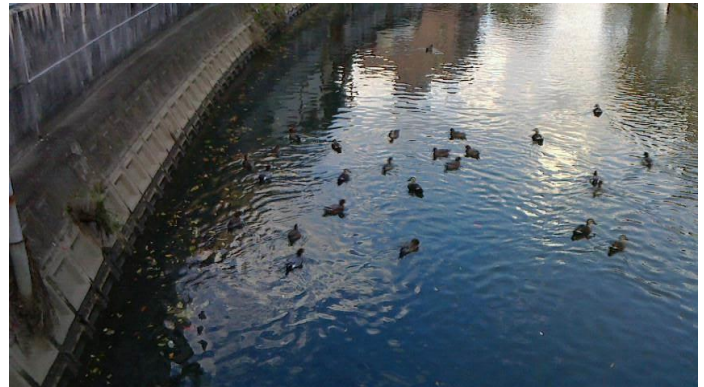


図 3-1-2 河川の採水地点



古川に棲む水鳥（鴨）

### 第3 地下水の水質調査

市域の全体的な地下水質の概況を把握するため4地点の井戸水について、大阪府の地下水質測定計画に準じて、カドミウム等の27項目の水質測定を実施しました。

水質調査結果は大宮地区においてクロロエチレンが環境基準値を超過して検出されましたが、その他の地点では、すべての項目で環境基準を達成しています（【資料集】表3-1-7）。

## 第 2 章 水 質 汚 濁 対 策

### 第 1 節 法律・条例に基づく規制

本市では、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、公共用水域等に排水を排出する工場・事業場からの届出に係る審査・指導を行い、水質汚濁の未然防止を図っています。

### 第 2 節 特定(届出)施設の設置工場・事業場の現状

#### 第 1 公共用水域に排出している事業場の現状

水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可及び届出工場・事業場数は、令和 4 年 3 月 31 日現在 3 事業所であり、総排水量は 48,986 m<sup>3</sup>/日です。

#### 第 2 公共用水域に排出していない事業場の現状

水質汚濁防止法に基づき、有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置している事業場数は令和 4 年 3 月 31 日現在 24 事業所であり、届出状況は【資料集】表 3-2-1・【資料集】表 3-2-2のとおりです。

### 第 3 節 地下水汚染対策

水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質を使用している工場・事業場に対して、有害物質を含む水を地下浸透しないよう、特定施設等の適正な管理・使用等について規制・指導を行い、地下水汚染の未然防止に努めています。

## 第4部 騒音・振動

# 第 1 章 騒音・振動の現況

## 第1節 騒音・振動の概況

騒音は各種公害の中でも日常生活に身近であるため問題となりやすく、感覚的であり慣れや個人差、また生活様式が多様化していることもあり、知らず知らずのうちに他人に迷惑をかけていることがあります。

振動は感覚的被害とともに壁、タイルのひび割れや瓦のずれなど財産的被害を伴うこともあります。

本市は大阪市の北東に隣接しているため、早くから都市化が進み、一般国道1号を始めとする幹線道路が貫き、交通量の増大や車両の大型化が進行していたことから、自動車による騒音や振動、また住工混在による工場等からの騒音・振動が問題となっていました。現在ではそれに加え、建設・解体工事やスナック等でのカラオケ騒音など発生源も多様化しています。

## 第2節 環境騒音の状況

環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています（【資料集】表4-1-1）。

本市の環境騒音の状況は、測定地点は道路に面しない地域6地点とし、騒音の測定は昼間・夜間各2回の10分間測定を行っており、令和3年度については全ての地点で環境基準を満たしています。

## 第3節 自動車騒音・道路交通振動の状況

自動車交通は、都市における主要な騒音・振動の発生源となっており、交通量の増大、車両の大型化に伴い、幹線道路はもとより生活道路にも影響を及ぼしています。

自動車騒音の限度、道路交通振動の限度を【資料集】表4-1-2・表4-1-3に示しました。

また、市内における主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の常時監視（面的評価）を実施しています。令和3年度の道路に面する地域における環境基準の評価区間及び達成状況は【資料集】表4-1-4のとおりです。守口市全体の環境基準の達成状況は、「昼（午前6時～午後10時）・夜（午後10時～午前6時）とも基準値以下」は93.6%であり、「昼のみ基準値以下」は3.0%、「夜のみ基準値以下」は0.2%、「昼夜とも基準値超過」は3.2%でした（図4-1-1・【資料集】表4-1-5）。

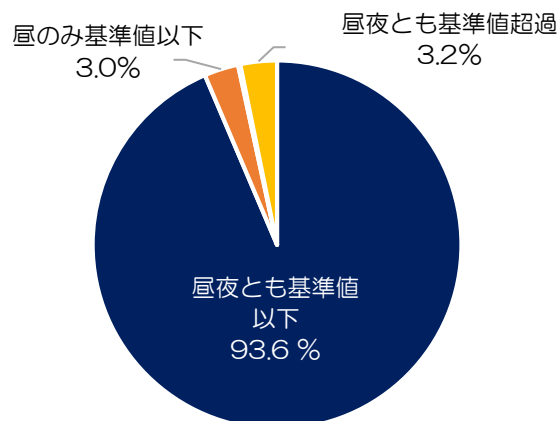


図4-1-1 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）

さらに、市内幹線道路について8地点を選定し、道路交通騒音・振動の測定を行っています。

令和3年度は、測定した8地点のうち、騒音は3地点で環境基準を未達成であり、振動は全ての地点で要請限度を達成しています（【資料集】表4-1-6）。



地図番号	測定場所	道路名
1	京阪本通2丁目	一般国道1号
2	佐太中町6丁目	一般国道1号
3	大宮通4丁目	一般国道163号
4	小春町	一般国道479号
5	佐太中町4丁目	府道京都守口線
6	大久保町4丁目	府道八尾茨木線
7	菊水通4丁目	府道深野南寺方大阪線
8	八雲西町4丁目	府道北大日竜田線

図4-1-2 令和3年度 市内幹線道路騒音・振動測定地点



## 第 2 章 騒音・振動対策

### 第 1 節 法律・条例に基づく規制

#### 第 1 規制の概要

騒音規制法・振動規制法では、住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、この地域内において工場及び事業場の活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制をするとともに自動車騒音・道路交通振動の大きさが総理府令で定める限度を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、改善のための措置をとるべきことを公安委員会、道路管理者に対して要請又は意見を述べることができるとされています。

#### 第 2 工場・事業場に関する規制

騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する法律において、機械プレス等の特定施設に係る届出を審査し、防音・防振対策の強化等敷地境界における規制基準の遵守徹底を図っています。また、騒音・振動の苦情等の申し立てに応じて立入調査を行い、規制基準値を超過しているものについては、事業者に対して施設の使用法の改善、設置場所の変更等を指導しています。令和 3 年度末における特定（届出）事業所数は表 4-2-1 のとおりです。

表 4-2-1 特定事業所数（令和 3 年度）

区分	騒音	振動
法	300	170
条例	222	30

#### 第 3 特定建設作業に関する規制

指定地域内において、くい打機、掘削機械、さく岩機等の特定建設作業（【資料集】表 4-2-3・表 4-2-4）を伴う建設工事を施工しようとするものはその旨を市長に届け出なければならず、これらの作業から発生する騒音及び振動を規制の対象とし、規制基準・時間制限等の遵守を義務付けています（【資料集】表 4-2-5）。

令和 3 年度の特定建設作業実施届出書は 566 件で、そのうち最も多いのが「その他ショベル系掘削機械を使用する作業」であり、253 件でした（図 4-2-1）。

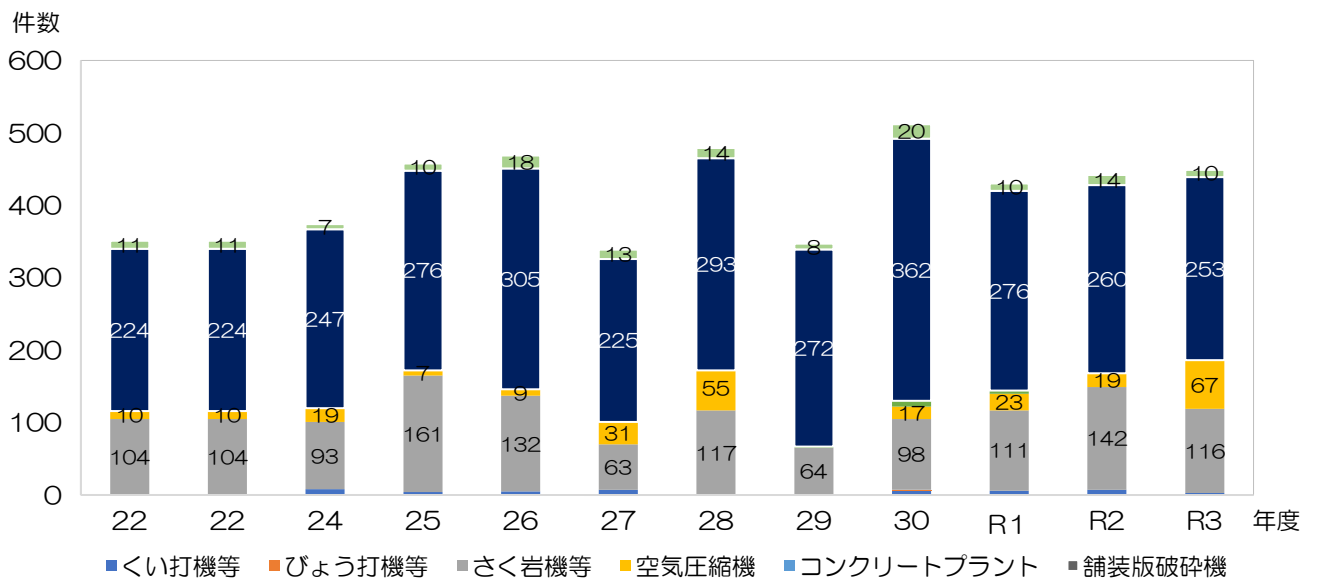


図 4-2-1 特定建設作業届出書の推移



## 第5部 ダイオキシン類

# 第 1 章 ダイオキシン類の現況

## 第1節 ダイオキシン類の状況

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月法律第 105 号)が平成 12 年 1 月 15 日に施行されました。この法律では、大気、水質、土壌についての環境基準がそれぞれ設定されています(【資料集】表 5-1-1)。

本市では、環境中の濃度を把握するため、大気については2カ所(年4回)、土壌については市内の公園1カ所(年1回)、水質については市内の河川1カ所(年1回)の調査を実施しました(【資料集】表 5-2-2)。

### (1) 大気

令和3年度の環境大気中のダイオキシン類濃度は、守口市役所が平均 0.015 pg-TEQ/m<sup>3</sup>、大阪府営守口錦通住宅では平均 0.013 pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、両地点で環境基準(0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>)と比べ十分に低い値でした。

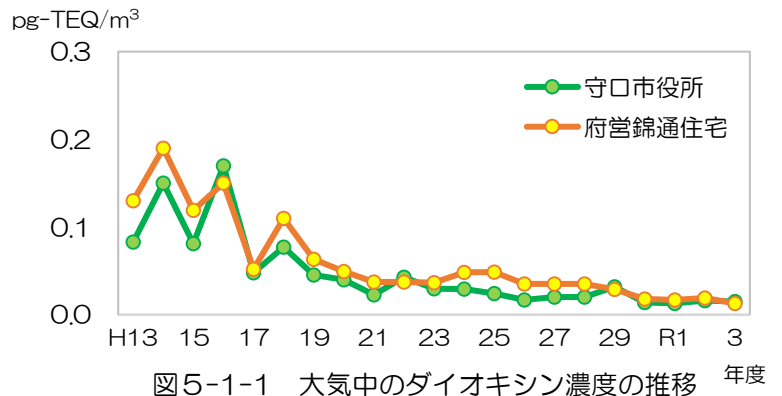


図5-1-1 大気中のダイオキシン濃度の推移 (年平均値)

### (2) 水質

大久保神田橋(古川)で調査を実施しました令和3年度の水質環境中のダイオキシン類濃度は、0.21 pg-TEQ/Lで、環境基準(1pg-TEQ/L)と比べ十分に低くなっています。

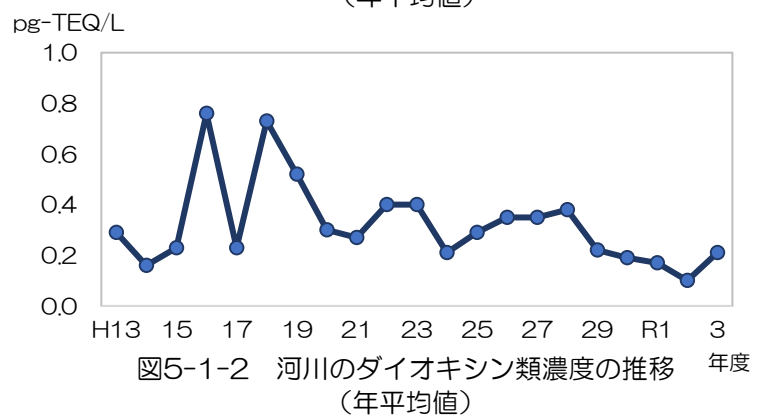


図5-1-2 河川のダイオキシン類濃度の推移 (年平均値)

### (3) 土壌

八雲東公園にて実施しました令和3年度の土壌環境中のダイオキシン類濃度は、4.9 pg-TEQ/gで、環境基準(1,000 pg-TEQ/g)と比べ十分に低くなっています。



環境大気ダイオキシン類環境調査の様子

## 第6部 公 害 苦 情

# 第 1 章 公害等に関する苦情

## 第1節 苦情の概要

公害に関する苦情は、住民の日常生活と密着した問題が多く、これらの苦情を解決するために、発生源に対しては、できるだけ速やかに、適切な対策がとられるよう指導をしています。

苦情は、特に住居と工場の混在地域に多くみられ、広域的なものは少なく局地的なものが多くなっています。

また、法律・条例によって規制するものばかりでなく、日常生活に伴い発生するものなど、規制対象外のものもみられます。

苦情の処理については、必要な調査、指導及び助言、規制、関係機関への通知を行い、多様化する公害苦情に対処しています。

## 第2節 苦情の受理・処理状況

令和3年度に受理した苦情件数は31件であり、昨年度より1件減少しています。

苦情の内容について、公害の種類別にみると騒音に関する苦情が23件で最も多く全体の約74%を占めています（図6-1-1・【資料集】表6-1-1）。この傾向は、この5年間で比率の増減はあるものの変化はありません。

また【資料集】表6-1-2に処理件数及び解決率を示しています。

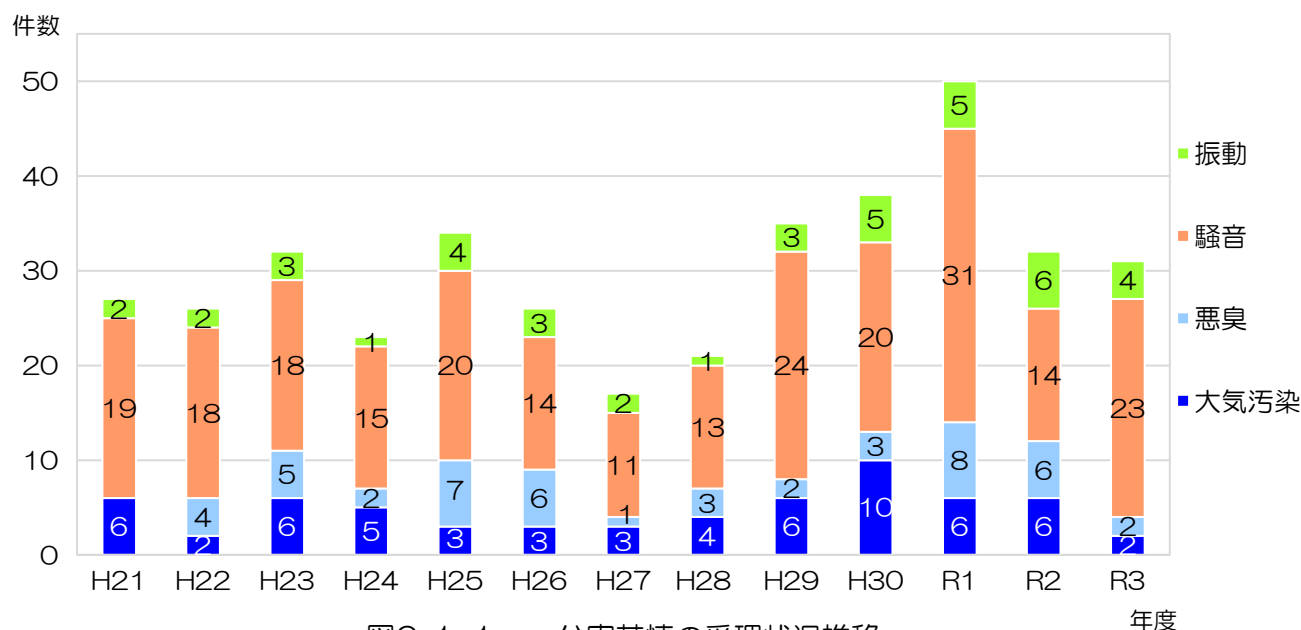


図6-1-1 公害苦情の受理状況推移

## 第7部 被害救済等

# 第 1 章 公害健康被害の補償等制度

## 第1節 制度の概要等

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の施行により、旧法（昭和49年9月施行、公害健康被害補償法）で第1種地域の指定を受けていた守口市全域を含む41地域全てが指定解除され、既に認定を受けている患者に対する補償給付等は継続されますが、新たな健康被害者の認定は行わないことになりました。

現在、個人に対する補償制度と地域住民を対象とした健康被害の未然防止に重点を置いた制度になっています。

本市ではこの法律に基づいて、既存の被認定患者については補償給付及び保健福祉に必要な事業を行うとともに、市民を対象とした大気汚染による健康被害の予防のための事業についても継続して実施し、市民の健康の確保を図ることとしています。

なお、この制度の令和4年3月末現在の認定状況は、表7-1-1～表7-1-3のとおりです。

表7-1-1 守口市公害健康被害者認定状況

令和4年3月末現在

旧地域 指定 年月日	人 口	地域指定 面 積 km <sup>2</sup>	認 定 患 者 数							認定疾病別患者数
			延認定 患者数	異 動 状 況				実認定 患者数	人口比	
				死 亡	転 出	治ゆ等	計			
昭和52年 1月13日	人 142,349	12.71	人 5,428 (注1)	人 1,531	人 351	人 2,609 (注2)	人 4,491	人 911	% 0.6	1.慢性気管支炎 79人 2.気管支ぜん息 831人 3.ぜん息性気管支炎 0人 4.肺気しゅ 1人

(注1) 延認定患者数には、転入者（199）人を含む。

(注2) 治ゆ等とは、治ゆ、期間満了及び更新否決をいう。

表7-1-2 疾病別・性別・年齢別・認定患者数

令和4年3月末現在

疾病 年齢 性別	慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15歳未満	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
15歳以上	21	58	79	377	454	831	0	0	0	1	0	1	399	512	911
合 計	21	58	79	377	454	831	0	0	0	1	0	1	399	512	911

表7-1-3 障害等級別・性別・年齢別患者数

令和4年3月末現在

等級 年齢 性別	1 級			2 級			3 級			等級外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳以上	2	2	4	49	99	148	63	137	200	285	274	559	399	512	911
合 計	2	2	4	49	99	148	63	137	200	285	274	559	399	512	911

## 第1 補償給付事業

公害健康被害者として認定を受けたもの（被認定者）及びその遺族等に対し、表7-1-4に示すとおり6種類の補償給付を行っており、補償給付状況は表7-1-5のとおりです。

表7-1-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付 及び療養費	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物給付として支給
療 養 手 当	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,700円（通院日数4日以上14日以内）～37,200円（入院日数15日以上）
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額（1級の場合） 男 子 216,200円～368,700円 女 子 180,400円～237,000円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算（46,100円） 1 級 // 2 級 // の50% 3 級 // の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額（100%起因する場合） 男 子 189,300円～322,600円 女 子 157,800円～207,400円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に、一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額（100%起因する場合） 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、埋葬を行った者の請求に基づき支給 支給額 342,000円～684,000円

（注）表中の支給金額は、令和3年4月1日現在のものである。

表7-1-5 各種補償給付支給件数及び金額

1. 令和3年度各種補償給付実績

区分	療養の給付及び療養費	障害補償費	児童補償手当	療養手当	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	合計
件数	13,035 件	4,101 件	0 件	6,955 件	254 件	2 件	3 件	24,350 件
金額	338,612,537 円	342,933,130 円	0 円	165,226,500 円	30,695,150 円	6,532,200 円	1,366,750 円	885,366,267 円

2. 項目別給付内訳

療養の給付 及び療養費	療養の給付		1件当りの平均		療養費		1件当りの平均		合計		1件当りの平均	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
	13,035	338,612,537	25,977	円	0	0	0	円	13,035	338,612,537	25,977	円

障害補償費	特 級		1 級		2 級		3 級		合 計		1 件当りの 平均	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
	0	0	32	6,220,000	1,668	172,832,550	2,401	163,879,980	4,101	342,933,130	83,621	円

療養手当	入院15日以上		入院8~14日		入院7日以内		通院15日以上		通院4~14日		合 計		1 件当りの 平均	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
	0	0	2	70,400	3	77,100	182	4,677,400	6,768	160,401,600	6,955	165,226,500	23,756	円

(死亡関係)

種 類	給付率：100%		給付率：75%		給付率：50%		合 計		1 件当りの平均	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
遺族補償費	32	6,080,400	108	14,542,650	114	10,072,100	254	30,695,150	120,847	円
遺族補償一時金	0	0	1	5,111,100	1	1,421,100	2	6,532,200	3,266,100	円
葬 祭 料	0	0	2	1,025,250	1	341,500	3	1,366,750	455,583	円



## 第2 公害保健福祉事業

本制度においては、法定給付である補償給付とともに、損なわれた健康を回復させ、回復した健康を保持・増進させる等のため公害保健福祉事業を実施しています。本市では、転地療養事業、リハビリテーションに関する事業及びインフルエンザ予防接種費用助成事業、また、保健師により公害認定患者の家庭を訪問し、日常生活の指導、保健指導等を行う家庭療養指導事業を行っています。

### 1. 転地療養事業

#### (1) 目的

被認定患者を高原、海浜などの空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導を行い、健康の回復、保持及び増進を図る。

#### (2) 実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

### 2. リハビリテーション事業

#### (1) 目的

被認定者に対し、リハビリテーションに係る呼吸訓練運動療法等を行い、基礎的体力の増進を図るとともに、公害健康被害に係る指定疾病に関する知識普及及び療養上の指導を行うことにより健康の回復に資する。

#### (2) 対象者

市内在宅療養者

#### (3) 事業の概要

知識普及・訓練指導

医師の管理のもと、理学療法士・保健師により、機能回復の実技指導を含めた指定疾病に対する知識の普及及び運動療法等を行う。

#### (4) 実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

### 3. 家庭における療養の指導に関する事業

#### (1) 目的

被認定者に対し、家庭を訪問し、日常生活の指導、保健指導等を行い、疾病回復の促進を図るものである。

#### (2) 訪問指導の内容

訪問指導は保健師により、次のとおり行う。

- ① 日常生活指導に関すること。
- ② 保健指導に関すること。
- ③ その他必要な事業

#### (3) 実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

#### 4. インフルエンザ予防接種費用助成事業

##### (1) 目 的

被認定者に対し、インフルエンザ予防接種に要する自己負担の額を助成し、健康の保持

- ・増進を図る

##### (2) 助 成 額

自己負担の額

##### (3) 対象接種期間

令和3年10月1日～令和4年1月31日（請求期間は令和4年2月28日まで）

##### (4) インフルエンザ予防接種実施人数

409人

### 第3 健康被害予防事業

公害健康被害補償法の改正により、昭和63年3月1日から実施されたぜん息などによる健康被害の予防と損なわれた健康を回復させ、保持及び増進させることを目的とした施策で、本市では、昭和63年度から実施しています。

令和3年度は、一般市民を対象とした慢性閉塞性肺疾患に関する相談事業や乳児を対象としたアレルギーに関する相談事業、幼児を対象としたアレルギーに関する診査事業などを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一部を中止しました。

#### イ) 健康相談事業

実 施 方 法		実 施 場 所	実施回数	延相談件数
個 別	気管支ぜん息等患者に対して医師・栄養士・保健師による個別相談・指導	守口市市民保健センター	6回	0件
個 別	乳児（4、5か月児）を対象に医師・栄養士・保健師による気管支ぜん息等の発症予防についての相談・指導・助言	守口市市民保健センター	6回	21件

#### ロ) 健康診査事業

実 施 方 法	実 施 場 所	実施回数	指導件数
幼児（4歳未満）を対象に医師・栄養士・保健師による気管支ぜん息等の発症予防についての助言	守口市市民保健センター	24回	522件

## **第 8 部 環境啓発・美化の推進**

## 第 1 章 環境問題に関する知識の普及

公害をなくし、よりよい環境づくりを進めていくには、行政、企業の努力はもちろんのこと、市民一人ひとりの理解と協力が必要です。

自分たちの生活を見直すことで、地球温暖化等の国際的な環境問題や自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物等の身近な環境問題への対応につながります。

本市では、「もりぐちの環境」の発行、「守口市民まつり」の開催時等に、持続可能な社会の実現に向けて、環境に関する知識の普及啓発と意識の高揚を図っています。

### 第 1 節 環境啓発行事の実施

環境問題に対する意識の一層の高揚を図るため、「守口市民まつり」開催時にブースを出展し、関連機関協力のもと環境をテーマとした啓発を行っています。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民まつりは中止しました。

#### 第 1 プラスチックごみゼロへの取組

本市では、プラスチックごみゼロを目指し、住みよい環境をつくるため、令和元年6月10日に守口市・門真市・守口門真商工会議所と共同で「プラスチックごみゼロ宣言」を行い、令和3年度においては、ホームページや広報誌によりプラスチックごみ削減啓発を行いました。

#### 第 2 猛暑への取組

本市では、大阪府の森林環境税を活用した「都市緑化を活用した猛暑対策事業」補助の府内第1号として大日駅前ターミナルの緑化と微細ミスト噴霧設備を設置しました。このミストの設置は、地域の生活環境におけるヒートアイランド対策であるとともに、地球温暖化対策の適応策の取組です。

#### 第 3 地球温暖化対策への取組

地球温暖化による気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を与えています。大阪府域においては、地球温暖化の影響等により気温の上昇幅が日本平均より大きくなっている状況です。

本市では、ホームページや広報誌、庁舎内掲示板へポスターの掲示によりクールビズやウォームビズ、クールチョイス等の普及啓発を行っています。

令和3年度においては、地球温暖化防止啓発事業として、公民連携により市立図書館において「花王国際こども環境絵画展」を開催しました。（写真）また、庁舎1階ロビーに地球温暖化防止月間に関するパネル展示を行い、来庁者に対して啓発を行いました。



#### 第4 食品ロス削減への取組

国内では、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」の量は、年間522万トン（農林水産省・環境省「令和2年度推計値」）に及びます。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々への食糧救援量の1.2倍に相当します。また、国民一人あたりに換算すると、お茶碗1杯分（約113g）の食べ物が毎日捨てられていることとなります。なお、令和元年度推計値と比べおよそ48万トン（8.4%）減少しています。

本市では、10月の食品ロス削減月間に、市民の理解と関心を深めるため、ホームページや広報誌、FMもりぐちにより啓発を行いました。

また、庁舎大型ディスプレイでメッセージを掲載し、来庁者に対して啓発を行いました。

#### 【メッセージ】

10月は「食品ロス削減月間」です。「もったいない！」を意識して行動しましょう。

更に、令和4年3月に食品ロス削減推進計画を盛り込んだ、（改訂版）守口市一般廃棄物基本計画を策定しました。

推進計画では、目標達成のための取組として、以下の取組を実施することで目標達成を目指します。

消費者への取組	事業者への取組
消費期限と賞味期限の違い等、期限表示の正しい知識の普及活動	「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の普及
てまえどりの普及啓発	会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発
季節ごとの消費の機会に、予約購入や食べきり等に係る普及啓発	外食の料理を持ち帰るドギーバッグの普及啓発
冷蔵庫の定期的な在庫管理や、「使う分だけ購入」の実践等、手つかず食品の削減の普及啓発	食品ロス削減に関する取組事例等の共有・周知
会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発	

#### 第5 環境に関する知識の普及啓発への取組

本市では、市域内の環境状況や環境に関する取組、廃棄物処理の状況等について、毎年「もりぐちの環境」として取りまとめ、ホームページ等で公表し、環境に関する知識の普及に取り組んでいます。

## 第 2 章 環境美化の推進と普及・啓発

市民・事業者と一体となってポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出や表示の適正化を図り、都市環境の保全のためのまちの美化推進を図るため、平成 13 年 10 月 1 日に「守口市まちの美化推進に関する条例」を施行し、まちの美化推進に努めています。

また、市民等の身体及び財産への被害並びに煙による迷惑の防止を図り、市民等の安全で快適な生活環境を確保するため、「守口市路上喫煙の防止に関する条例」を平成 29 年 4 月 1 日から施行し、喫煙マナーの向上に努めています。

### 第 1 節 美化清掃活動の推進

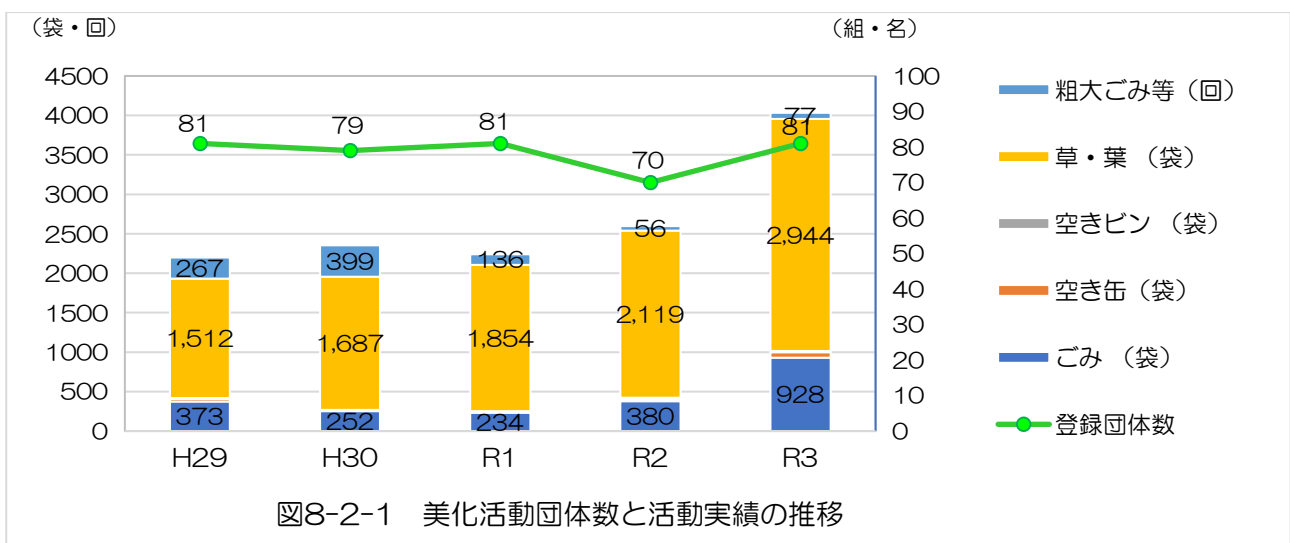
守口市まちの美化推進に関する条例の施行に基づき、美化活動団体等に対して清掃用具の貸し出しや、美化活動により集積されたゴミ等の回収及び情報の提供や助言を行うことにより、快適で美しいまちづくりの推進に努めています。

美化活動団体等では、定期的な清掃を行うなど、その地域内での美化推進のために活動を実施し、マナーの向上を図っています。令和 3 年度末現在において、団体 65 組・個人 16 名の方が登録のもとボランティア活動を行っています。

なお、令和 3 年度における美化清掃活動実績については表 8-2-1 のとおりであり、令和 3 年度は空きビンは減少していますが、それ以外のごみについては増加しました。

表 8-2-1 美化活動団体等の登録状況と活動実績

年度	登録団体数	ごみ(袋)	空き缶(袋)	空きビン(袋)	草・葉(袋)	粗大ごみ等(回)
H29	81	373	33	14	1,512	267
H30	79	252	12	5	1,687	399
R1	81	234	10	8	1,854	136
R2	70	380	23	18	2,119	56
R3	81	928	70	16	2,944	77



## 第2節 違反簡易屋外広告物等の除却

平成 15 年4月、大阪府屋外広告物条例により、法令に違反しているはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の簡易屋外広告物の除却に関する事務の権限が市町村に移譲されました。これに伴い、平成 16 年7月に「守口市違反簡易広告物除却活動員制度」を立ち上げ、市職員に加え、市が実施する講習を受講した市民等に対しても権限を与えることで、地域住民の主体的な協力による効果的な除却が可能になりました。令和 3 年度末現在において、団体 13 組・個人 131 名の方が登録のもと愛称「はがし・たい」としてボランティア活動を行っています。

また、令和 3 年 10 月 15 日に関西電力送配電株式会社守口配電営業所、西日本電信電話株式会社大阪支店と市職員により、共同で除却作業及び清掃活動を実施しました。

なお、令和 3 年度における違反簡易屋外広告物の除却活動については表 8-2-2 のとおりであり、除却件数は減少傾向を続けていきましたが、令和 3 年度は増加しました。

表 8-2-2 違反簡易屋外広告物の除却件数 (単位：件)

年度	はり紙	はり札等	広告旗	立看板等	計
H29	177	99	8	0	234
H30	23	31	0	0	54
R1	10	0	0	0	10
R2	4	0	0	0	4
R3	0	93	0	0	93



違反簡易屋外広告物除却作業



### 第3節 アドプトロード・プログラムの支援

大阪府アドプトロード・プログラムは、府道の一定区間において、地元自治会や企業等の団体が、府と地元市町村の3者間の協定のもと清掃や緑化等のボランティア活動を行い、これを府及び地元市町村が支援するものです。

本市においても、令和3年度末現在、市内8団体が協定のもとボランティア活動を行っており、清掃活動により収集されたごみの回収に協力しています。

### 第4節 路上喫煙防止の啓発

本市では、守口市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、平成29年7月1日に京阪守口市駅及び大阪メトロ守口駅周辺（守口地区）を、また平成30年4月1日に大日駅前交通広場及び大阪メトロ・大阪モノレール大日駅周辺（大日地区）を路上喫煙禁止区域として指定し、横断幕や路面標示により禁止区域であることを示すとともに、市職員により継続的にパトロールを行っています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、禁止区域内の指定喫煙所を一時閉鎖したことにより、周辺地域でのたばこの吸い殻のポイ捨てが増加したことから、パトロールを強化しました（表8-2-3）。

また、ポイ捨て禁止を含めた喫煙マナー向上を図るため、毎年美化及び路上喫煙防止キャンペーンを実施していますが、令和3年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同キャンペーンを中止しました。

そのほか、市内全域においても路上喫煙による迷惑の防止を図るため、ホームページや広報誌等で、市民等への喫煙マナー向上の啓発を行っています。

表8-2-3 禁止区域でのパトロール回数・指導人数

年 度	守口地区		大日地区	
	回数	人数	回数	人数
H30	8	5	25	26
R1	30	13	84	58
R2	90	32	139	159
R3	76	78	76	23



守口地区



大日地区

指定喫煙所の様子



## 第9部 廢棄物

# 第 1 章 ごみ処理事業の概要

## 第 1 節 ごみの減量化・資源化施策と実績

### 第 1 ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動の実施

広報もりぐち、FM もりぐちでの PR、市ホームページでの啓発のほか、市民まつりでのごみ減量啓発イベントやレジ袋削減キャンペーンなど、ごみの減量及びリサイクル促進に関する啓発活動を広く行っています。

### 第 2 ごみの分別排出の徹底

無色透明・白色半透明の袋でごみを排出することにより、分別排出の意識向上を図っています。また、分別ができていない場合、「収集できませんシール」貼付のうえ、取り残しを行うことで、分別排出の周知徹底をしています。

### 第 3 プラスチック製容器包装分別収集の実施

生活系ごみの資源化促進及び焼却ごみ量の減少を図るため、生活系ごみにおいて、重量、容積ともに大きく構成するプラスチック製容器包装の分別収集を、平成 19 年 10 月から実施しています。

### 第 4 ストックヤード施設の整備

プラスチック製容器包装分別収集の開始に伴い、ごみの資源化処理を促進するため、廃炉となった第 3 号炉焼却施設跡地にストックヤード（資源物の一時貯留所）を平成 20 年に整備しました。

### 第 5 粗大ごみ有料化の実施

生活系ごみの発生抑制とごみ処理費用負担の公平化を目的に、平成 19 年 12 月から粗大ごみの有料化を実施しています。

### 第 6 再生資源集団回収実施団体の募集及び奨励金の交付

この制度は、日常生活から排出される廃棄物から再資源化できる有価物を自主的に回収する地域住民団体に対し、奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題の意識向上に資することを目的としています。対象団体としては、本市内で活動する自治会、町会、子供会、婦人会、老人会等の営利を目的としない住民団体で、令和 3 年度は 189 団体となっています。

交付対象品目は、新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・その他紙などの古紙、古布、アルミ缶、スチール缶を対象とし、1 kgあたり 4 円を奨励金として交付しています。

### 第 7 拠点回収事業の実施

平成 27 年 11 月より、家庭から排出される小型家電からの有価物の回収を目的とした使用済小型家電の拠点回収を開始しています。

また、拠点回収事業の拡充として、平成 28 年 11 月からは水銀含有製品（蛍光管、使用済乾電池）も拠点回収品目に追加しました。

#### 第8 宅配便を活用した小型家電の回収事業の実施

小型家電リサイクルの推進のため、令和 3 年 1 月には、小型家電認定事業者と協定を締結し、小型家電の宅配便による自宅回収を開始しました。

## 第2節 ごみ排出量の実績及びその性状

### 第1 年間のごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、近年横ばい傾向にありましたが、令和3年度では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業系のごみは減少しています。

表 9-1-1 ごみ排出量の推移

[t/年]

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
(a) 行政区域内人口 [人]		143,708	143,459	143,785	143,497	143,043		
計画収集人口		143,708	143,459	143,785	143,497	143,043		
自家処理人口		0	0	0	0	0		
(b) 生活系「t/年」	収集	可燃ごみ	16,961	16,277	16,475	16,877	16,904	
		粗大ごみ	791	1,336	1,249	1,792	1,844	
		資源ごみ	5,207	4,904	5,147	5,506	5,497	
	直接搬入	可燃ごみ	29	22	25	32	23	
		粗大ごみ	1,035	828	995	91	103	
		資源 (小型家電)	9	18	22	29	31	
	小計		24,032	23,385	23,912	24,327	24,402	
	(c) 事業系「t/年」	許可業者	可燃ごみ	12,510	12,829	13,817	12,299	11,808
			粗大ごみ	33	19	17	22	29
資源ごみ			6	7	3	0	0	
他市委託 (焼却)			1,728	1,855	820	0	0	
直接搬入		事業所	388	358	347	165	120	
		運搬許可業者	659	683	667	0	0	
		公共施設	68	68	116	21	26	
		公園	312	237	216	0	0	
		その他可燃 (シルバー)	178	245	301	331	325	
小計		15,882	16,301	16,303	12,837	12,308		
(d) ごみ排出量 [t/年] (= (b) + (c))		39,914	39,686	40,215	37,164	36,710		
(e) 集団回収 [t/年]		3,417	3,299	3,100	2,634	2,385		
(f) リネットジャパン [t/年]		0	0	0	1	6		
(g) ごみ総排出量 [t/年] (= (d) + (e) + (f))		43,331	42,985	43,315	39,798	39,101		

※平成30年度から生活系直接搬入資源に「乾電池・蛍光管」追加

※令和2年度から事業系直接搬入運搬許可業者を許可業者に移行

※令和2年度から事業系直接搬入公園を生活系に移行

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

## 第2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

表 9-1-2 (1) 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
集団回収を含む[g/人・日]	522.0	509.0	514.4	513.8	511.6
集団回収を含まない[g/人・日]	457.0	446.1	455.4	463.6	465.9

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

表 9-1-2 (2) 事業系ごみ1日あたりの排出量の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
許可業者[t/日]	39.1	40.3	40.2	33.8	32.4
直接搬入[t/日]	4.4	4.4	4.5	1.4	1.3

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

[g/人・日]

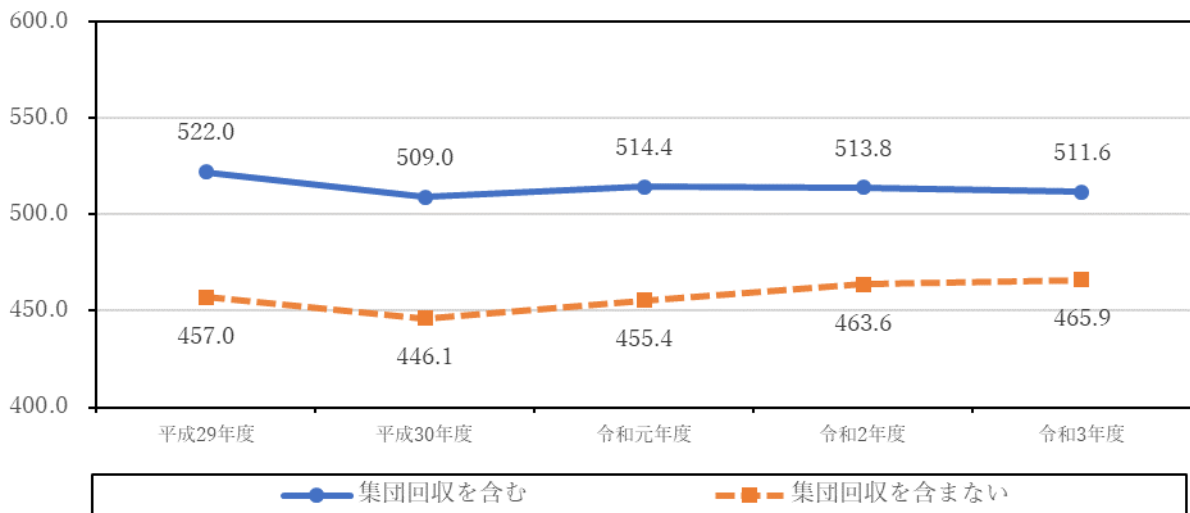


図 9-1-1 (1) 1人1日あたりの生活系ごみ排出量の推移

[t/年]

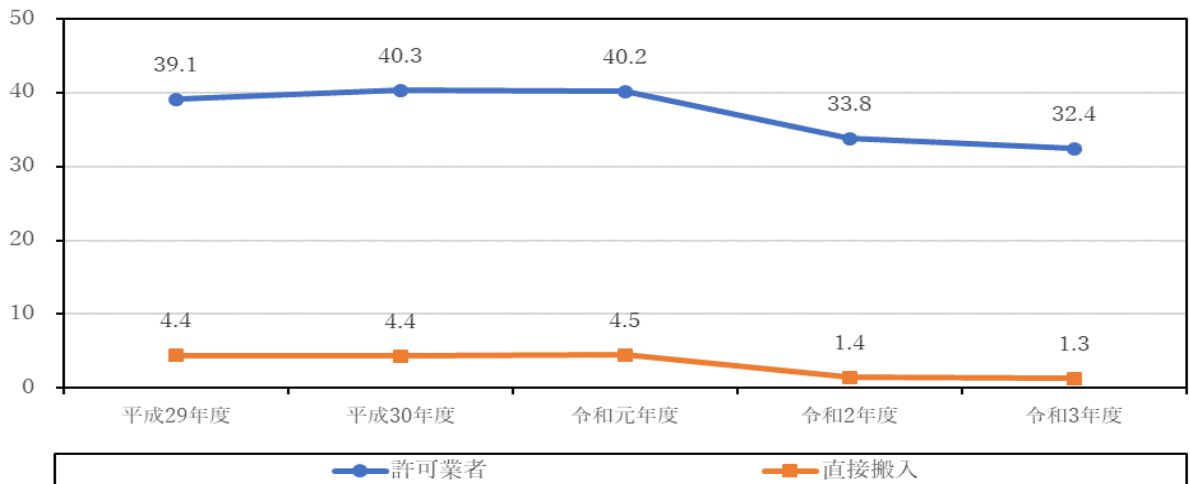


図 9-1-1 (2) 事業系ごみ1日あたりの排出量の推移

### 第3 資源化の実績

本市の古紙・古布、ペットボトル、小型家電の資源化量は増加する反面、ビン・ガラスは減少しています。

表 9-1-3 資源化量の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<b>破碎鉄粗大鉄</b>	<b>299 t</b>	<b>356 t</b>	<b>295 t</b>	<b>245 t</b>	<b>224 t</b>
破碎鉄	253 t	279 t	0 t	0 t	0 t
粗大鉄	46 t	77 t	295 t	245 t	224 t
<b>アルミ屑</b>	<b>1 t</b>	<b>1 t</b>	<b>0 t</b>	<b>0 t</b>	<b>0 t</b>
<b>その他金属</b>	<b>10 t</b>	<b>6 t</b>	<b>18 t</b>	<b>0 t</b>	<b>0 t</b>
被覆銅線	4 t	3 t	8 t	0 t	0 t
アルミ	6 t	3 t	10 t	0 t	0 t
<b>ビン・ガラス</b>	<b>1,039 t</b>	<b>976 t</b>	<b>947 t</b>	<b>928 t</b>	<b>878 t</b>
白ガラス	309 t	273 t	256 t	237 t	204 t
茶ガラス	292 t	193 t	257 t	199 t	202 t
その他ガラス	242 t	157 t	315 t	147 t	316 t
その他	197 t	354 t	119 t	345 t	156 t
<b>空き缶</b>	<b>229 t</b>	<b>228 t</b>	<b>233 t</b>	<b>207 t</b>	<b>200 t</b>
スチール	188 t	191 t	191 t	155 t	150 t
アルミ	9 t	9 t	10 t	52 t	50 t
その他	36 t	28 t	26 t	0 t	0 t
<b>古紙・古布</b>	<b>1,504 t</b>	<b>1,476 t</b>	<b>1,687 t</b>	<b>1,917 t</b>	<b>2,037 t</b>
新聞紙	60 t	60 t	59 t	57 t	61 t
雑誌類	715 t	699 t	815 t	1,005 t	1,007 t
段ボール	390 t	381 t	428 t	364 t	394 t
牛乳パック	5 t	4 t	5 t	5 t	6 t
古布	334 t	331 t	375 t	486 t	570 t
<b>ペットボトル</b>	<b>374 t</b>	<b>311 t</b>	<b>392 t</b>	<b>452 t</b>	<b>436 t</b>
<b>プラスチック製容器包装</b>	<b>1,893 t</b>	<b>1,600 t</b>	<b>1,774 t</b>	<b>1,780 t</b>	<b>1,647 t</b>
<b>小型家電</b>	<b>9 t</b>	<b>11 t</b>	<b>28 t</b>	<b>62 t</b>	<b>52 t</b>
<b>乾電池・蛍光管</b>	<b>0 t</b>	<b>10 t</b>	<b>11 t</b>	<b>12 t</b>	<b>14 t</b>
<b>合計</b>	<b>5,359 t</b>	<b>4,975 t</b>	<b>5,386 t</b>	<b>5,604 t</b>	<b>5,487 t</b>

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

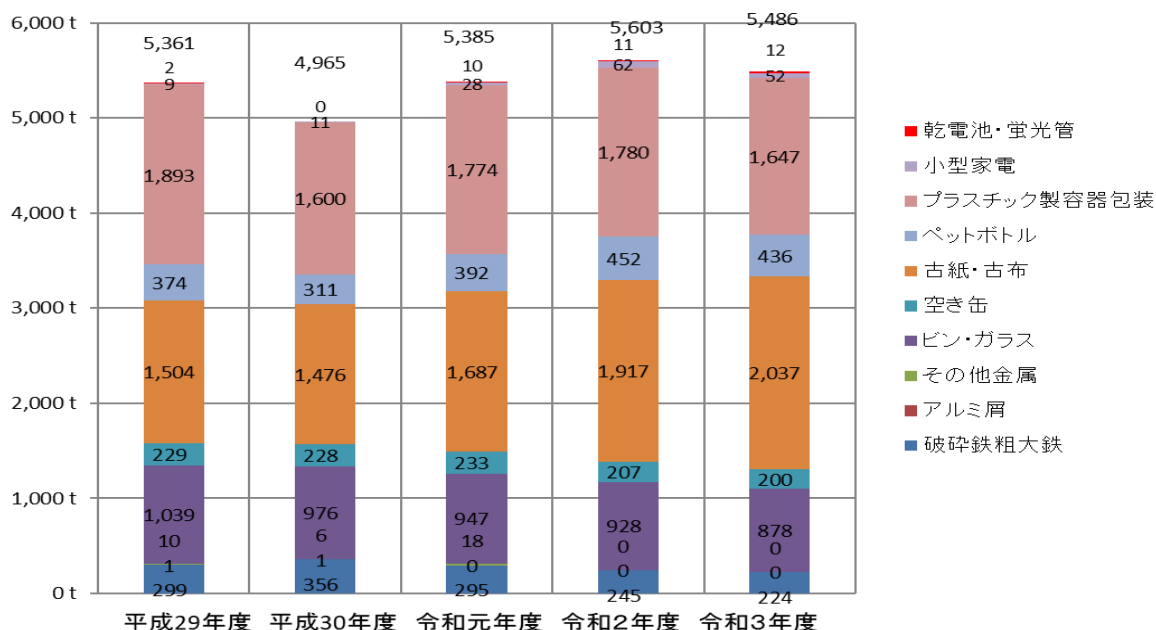


図 9-1-2 資源化量の推移

#### 第4 リサイクル率

本市のリサイクル率は、府の平均値を上回っていますが、年度によって若干の増減を繰り返しつつもほぼ横ばいで推移しています。

総資源化量については、集団回収量の減少に伴い、減少傾向にあります。

表 9-1-4 リサイクル率の推移

※表の数値は詳細値を含むため、四捨五入の関係で合計値と異なることがあります。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源化量 (t)	5,359 t	4,975 t	5,386 t	5,604 t	5,487 t
集団回収量 (t)	3,417 t	3,299 t	3,100 t	2,634 t	2,385 t
リネットジャパン (t)				1 t	6 t
総資源化量 (t)	8,776 t	8,274 t	8,487 t	8,239 t	7,878 t
総排出量 (t)	43,334 t	42,985 t	43,315 t	39,798 t	39,101 t
リサイクル率 (%)	20.3%	19.2%	19.6%	20.7%	20.1%

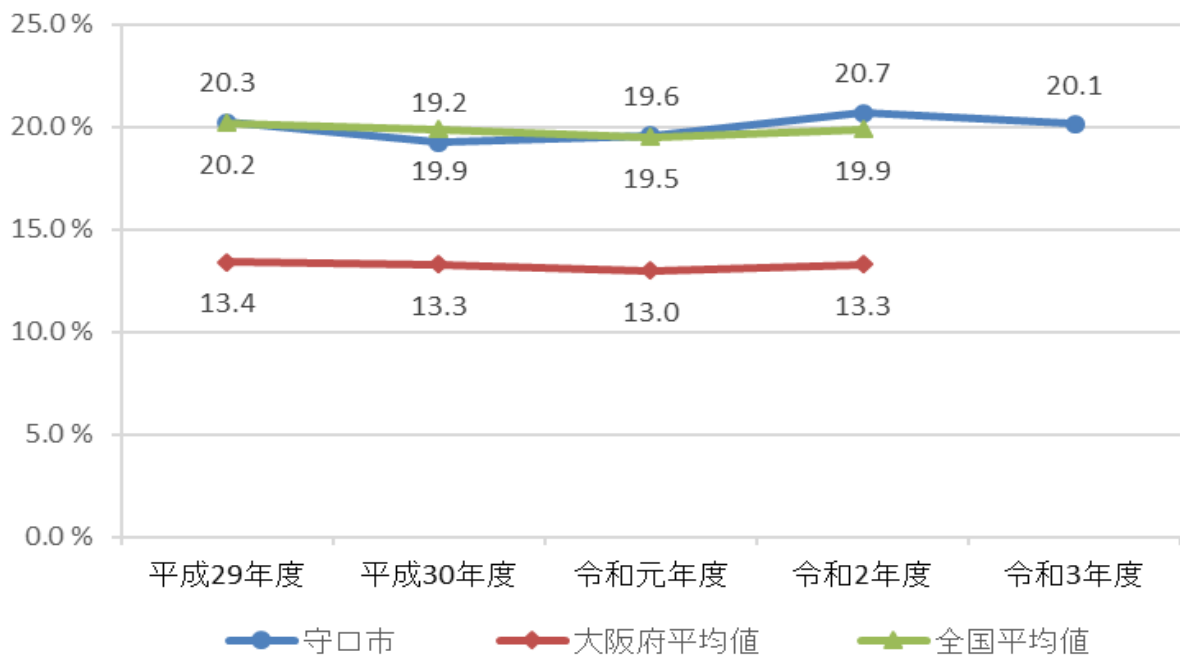


図 9-1-3 リサイクル率の比較

### 第3節 ごみ処理・処分施設の概要

#### 第1 ごみ焼却施設

本市では、昭和63年に処理能力142t/24hの第4号炉を供用開始しました。その後、施設の老朽化により令和2年3月にごみの搬入を終了しました。以降は、令和元年10月に加入した大阪広域環境施設組合の焼却工場にて処理しています。処理後の焼却残さは、大阪広域環境施設組合を通して、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）の埋立処分場で最終処分しています。

表9-1-5 大阪広域環境施設組合の焼却場

名称	規模 (t/24h)	竣工年度	所在地
鶴見工場	600	平成元	大阪市鶴見区焼野 2-11-5
西淀工場	600	平成6	大阪市西淀川区大和田 2-5-68
八尾工場	600	平成6	八尾市上尾町 7-1
舞洲工場	900	平成13	大阪市此花区北港白津 1-2-48
平野工場	900	平成14	大阪市平野区瓜破南 1-3-14
東淀工場	400	平成21	大阪市東淀川区南江口 3-16-6

表9-1-6 守口市の焼却処理量及び最終処分量の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却量(ごみ処理量)	34,617 t	34,713 t	34,826 t	31,854 t	31,819 t
他市委託	1,727 t	1,983 t	931 t		
第4号炉焼却量	32,890 t	32,729 t	33,894 t		
大阪広域環境施設組合				31,606 t	31,572 t
粗大ごみ外部処理委託量				248 t	247 t
最終処分量	4,300 t	4,451 t	4,088 t	5,000 t	4,751 t

※平成28年度から令和元年度までは焼却炉の停止期間中の残渣量は最終処分量に加味していない。

※平成30年度から焼却量には粗大ごみの処理委託料を含む。

※令和2年度から大阪広域環境施設組合の焼却工場にて焼却しており、搬入量から最終処分量を按分。



## 第2 スtockヤード施設

循環型社会の形成の為、ごみ減量化・資源化計画に則り、資源物の仮置き場所として第3号炉跡地にストックヤードを平成20年に整備しました。プラスチック製容器包装、空き缶、ペットボトルを始めとした各種資源物の分別及び粗大ごみの受入に対応しています。

表9-1-7 スtockヤードの概要

施設名称	守口市クリーンセンター スtockヤード
処理主体	守口市
所在地	守口市寺方錦通4丁目9番12号
竣工年月	平成20年3月
建設構造	鉄筋コンクリート造
ヤード面積	2,400 m <sup>2</sup>

#### 第4節 ごみ処理事業の変遷

本市のごみ処理の変遷を表 9-1-8 に示します。

表 9-1-8 ごみ処理の変遷

事 業 内 容		
昭和	21 年	11 月 1 日市制施行
	23 年	「守口市塵芥処理手数料条例」制定
	25 年	ごみ焼却炉新設(9.5 t/24h)
	28 年	ごみ焼却炉増設(11t/24h)
	30 年	「守口市清掃条例」制定
	32 年	庭窪町と合併し、現在の守口市になる
	33 年	ごみ焼却炉増設(11t/24h)
	36 年	ごみ焼却炉増設(30t/24h)
	38 年	可燃ごみ定時収集開始(週 2 回)
	40 年	第 1 号炉ごみ焼却施設建設(90t/24h) 守口市最終処分場埋立処分開始
	44 年	第 2 号炉ごみ焼却施設建設(150t/24h) 昭和 25・28・33・36 年建設の焼却炉廃炉
	46 年	不燃・粗大ごみ定日収集実施(月 1 回)
	47 年	「守口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 不燃・粗大ごみ定日収集実施(月 2 回) 粗大ごみ処理施設建設(75t/5h)
	48 年	不燃・粗大ごみ定日収集実施(月 3 回)
	49 年	第 3 号炉ごみ焼却施設建設(150t/24h)
	53 年	第 1 号炉ごみ焼却施設解体撤去
	54 年	びん・ガラス類定日収集実施(月 2 回)
	60 年	第 2 号炉ごみ焼却施設解体撤去
61 年	一般家庭ごみ祝日収集実施	
63 年	第 4 号炉ごみ焼却施設建設(142t/24h) 不燃物処理資源化施設建設(30t/5h)	
平成	3 年	「ごみ元年」として位置付けし、「ごみ処理第 1 次 5 ヶ年計画」策定(平成 3 年度～平成 7 年度) コンポスト(生ごみたい肥化容器)設置奨励金事業開始 ごみ減量モニターの実施(1,000 世帯) 市民協働組織「青い地球とゴミを考える市民会議」設立
	4 年	社会科副読本(4 年生用初版発行) 牛乳パック回収箱設置(公共施設 15 ヶ所) 守口市最終処分場埋立処分完了 「大阪湾広域臨海環境整備センター」への最終処分埋立委託開始 エコショップ登録制度 リサイクル展開始、リサイクル品の無料提供開始
	5 年	「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例」制定 社会科副読本(5 年生用初版発行)・ 集団回収奨励金制度発足(古紙・古布・缶鉄・アルミ缶)(3 円/kg) 古紙・古布・空き缶定曜収集実施(月 2 回) 不燃・粗大ごみ定曜収集実施(月 2 回) びん・ガラス類定曜収集実施(月 2 回) 有害危険ごみ定曜収集実施(月 2 回)
	6 年	社会科副読本(6 年生用初版発行)
	7 年	牛乳パック再生品利用促進活動事業開始(委託)
	8 年	「ごみ処理第 2 次 5 ヶ年計画」策定(平成 8 年度～平成 12 年度)
	9 年	集団回収奨励金 3 円/kg から 4 円/kg に改正
	10 年	ペットボトル拠点回収開始 一般家庭用減量啓発冊子「ごみ虎の巻」発行
	12 年	ごみ袋を無色の透明・半透明袋に統一する 家庭用生ごみ処理機貸与制度発足 家庭用生ごみ処理機(電源を必要とする機器)補助制度開始

		第4号炉ごみ焼却施設排ガス高度処理（ダイオキシン対策）施設整備
平成	13年	家庭用生ごみ処理機（電源を必要としない機器）補助制度追加 事業所向け減量啓発冊子「事業所ごみの減量に向けて」発行
	14年	第3号炉ごみ焼却施設廃止
	15年	「守口市一般廃棄物処理基本計画」策定
	17年	「守口市一般廃棄物再生利用業の指定に関する規則」制定 「守口市廃棄物減量等推進審議会規則」制定 社会科副読本再編集発行（4～6年生共通）
	18年	「守口市廃棄物減量等推進審議会」発足・諮問・答申
	19年	プラスチック製容器包装の分別収集開始（月2回） 「守口市粗大ごみ処理券」販売開始 「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例・規則」改正（粗大ごみ有料化） 第3号炉ごみ焼却施設解体撤去
	20年	プラスチック製容器包装収集回数を月2回から週1回に変更 ストックヤード整備 一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定締結（東大阪ブロック各市及び3施設組合）
	21年	事業所向け減量啓発冊子「事業所ごみ減量の手引き」発行 「事業所ごみ減量の手引き」による分別排出の訪問指導開始
	22年	「事業所ごみ減量の手引き」による分別排出の訪問指導継続実施
	23年	「守口市一般廃棄物処理基本計画」改定
	24年	家庭用生ごみ処理機補助・貸与制度廃止 ペットボトル戸別収集開始（月2回） 第4号炉の電力売却を開始
	25年	災害時における一般廃棄物処理に関する支援協定締結（許可業者6者）
	26年	守口市一般廃棄物収集運搬許可業者の可燃ごみ処理手数料40円/10kgから65円/10kgに改正 （平成30年3月31日までの緩和措置） 粗大ごみ処理手数料に係る区分の改正 びん・ガラス・空き缶・ペットボトル収集回数を月2回から週1回に変更 守口市再生資源集回収奨励金交付要綱を改正
	27年	使用済小型家電の拠点回収開始
	28年	使用済乾電池及び蛍光灯の拠点回収開始
29年	「（改訂版）守口市一般廃棄物処理基本計画」改定 災害廃棄物の処理等に関する基本協定締結（ダイカン・大栄環境）	
30年	持込ごみの予約制開始 守口市災害廃棄物処理計画策定 守口市一般廃棄物収集運搬許可業者の可燃ごみ処理手数料の緩和措置終了（規定の手数料90円/10kg） 「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例・規則」改正（事業系ごみの行政回収廃止）	
31年	粗大ごみ処理施設及び不燃物処理資源化施設廃止	
令和	元年	10月1日「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」に加入。名称が「大阪広域環境施設組合」となる。
	2年	第4号炉ごみ焼却施設廃止（3月） 「燃やすごみ」の大阪広域環境施設組合での処理開始 持ち込みごみの取り扱い・料金体系の変更 「臨時ごみ」から「多量排出ごみ」に名称変更及び、取り扱い・料金体系の変更

## 第 2 章 し尿処理事業の概要

### 第 1 節 生活排水処理形態

平成 29 年度～令和 3 年度における生活排水処理形態別世帯数の推移を表 9-5-2 に示します。  
し尿を収集している事業所を含むくみ取り世帯数は変動がなく、令和 3 年度末では 7 世帯となっています。

事業所を含む浄化槽世帯数も変動がなく、令和 3 年度末では 26 世帯となっています。

表 9-2-1 生活排水処理形態別世帯数

区分\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿	一般家庭	6	6	6	6
	事業所	1	1	1	1
小計	7	7	7	7	7
浄化槽	一般家庭	9	9	9	9
	事業所	17	17	17	17
小計	26	26	26	26	26
合計	33	33	33	33	33

(単位:世帯)

### 第 2 節 し尿及び浄化槽汚泥収集量

平成 29～令和 3 年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量を表 9-5-3 に示します。

計画収集人口及び浄化槽人口は、公共下水道の整備に伴い減少しておりますが、収集量は仮設トイレ等からの排出が一定量続いているため、年度によって若干の増減があります。

表 9-2-2 し尿及び浄化槽汚泥収集量等

区分\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿収集量	127 kl	132 kl	198 kl	125 kl	98 kl
浄化槽汚泥収集量	63 kl	61 kl	63 kl	71 kl	63 kl
合計	190 kl	193 kl	261 kl	196 kl	161 kl

### 第 3 節 し尿及び浄化槽汚泥処理

し尿処理施設は昭和 31 年 10 月に建設しました。その後、昭和 45 年 4 月に守口市四條畷市清掃施設組合を設立し共同処理を行ってきましたが、平成 10 年 3 月 31 日に一部事務組合が解散してからは、希釈処理を行ってから処理水を下水道に放流していました。平成 15 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月までは、本市の下水道普及状況に伴うし尿等処理件数の減少から、近隣市の門真市に処理を委託していました。

門真市においても施設を廃止するため、平成 30 年 1 月からは、本市下水道施設内にて処理を実施しています。

# 【資料集】

【総論】

表1-1-1 産業分類別製造業構成

中分類製造業	事業所数	比率(%)
食料品製造業	7	2.9
飲料・たばこ・飼料製造業	—	—
繊維工業	9	3.7
木材・木製品製造業（家具除く）	—	—
家具・装備品製造業	4	1.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	2.9
印刷・同関連業	17	7.1
化学工業	5	2.1
石油製品・石炭製品製造業	—	—
プラスチック製品製造業	32	13.3
ゴム製品製造業	2	0.8
なめし革・同製品・毛皮製造業	—	—
窯業・土石製品製造業	3	1.2
鉄鋼業	2	0.8
非鉄金属製造業	4	1.7
金属製品製造業	46	19.1
はん用機械器具製造業	8	3.3
生産用機械器具製造業	38	15.8
業務用機械器具製造業	3	1.2
電子部品・デバイス・電子回路製造業	11	4.6
電気機械器具製造業	28	11.6
情報通信機械器具製造業	1	0.4
輸送用機械器具製造業	3	1.2
その他の製造業	11	4.6

表1-1-2 製造業種別従業員数

中分類製造業	従業員数	比率(%)
食料品製造業	421	7.7
飲料・たばこ・飼料製造業	—	—
繊維工業	90	1.7
木材・木製品製造業（家具除く）	—	—
家具・装備品製造業	42	0.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	165	3.0
印刷・同関連業	257	4.7
化学工業	126	2.3
石油製品・石炭製品製造業	—	—
プラスチック製品製造業	546	10.0
ゴム製品製造業	12	0.2
なめし革・同製品・毛皮製造業	—	—
窯業・土石製品製造業	29	0.5
鉄鋼業	15	0.3
非鉄金属製造業	53	1.0
金属製品製造業	741	13.6
はん用機械器具製造業	180	3.3
生産用機械器具製造業	817	15.0
業務用機械器具製造業	66	1.2
電子部品・デバイス・電子回路製造業	239	4.4
電気機械器具製造業	1323	24.4
情報通信機械器具製造業	6	0.1
輸送用機械器具製造業	49	0.9
その他の製造業	256	4.7

表 1-1-3 都市計画区域・用途地域の状況（令和4年6月1日現在）

区 分		面 積 (ha)	総面積に対する割合 (%)
都市計画区域		1,271	100
市街化区域		1,178	92.7
市街化調整区域		93	7.3
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域	10	0.8
	第二種中高層住居専用地域	277	21.8
	第一種住居専用地域	346	27.2
	第二種住居専用地域	120	9.4
	準住居地域	30	2.4
	近隣商業地域	42	3.3
	商業地域	42	3.3
	準工業地域	277	21.8
	工業地域	26	2.0
	計	1,170	92.1

資料：都市整備部都市・交通計画課

【大 気 汚 染】

表2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
シクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること

表2-1-2 大阪府の大阪21世紀の新環境総合計画の大気汚染に係る環境保全目標

項 目	目 標 値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	府内全域  ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内またはそれ以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
シクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	

## 環境基準による大気汚染の評価

### [二酸化窒素]

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。

ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、評価の対象としない。

### [光化学オキシダント]

1時間値について評価を行う。

### [浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素]

短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。 なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、評価の対象としない。
長期的評価	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。 ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

### [微小粒子状物質]

短期的評価	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。
長期的評価	1年平均値にて評価を行う。



表2-1-3 大気汚染常時測定局の測定項目

(令和4年3月31日現在)

測定局	所管	所在地	設置 年度	二	浮	一	二	光	微	炭	測定局の種別
				酸	遊	酸	酸	化	小	化	
				化	粒	化	化	学	粒	水	
				硫	子	化	化	オ	子	素	
				黄	状	窒	窒	キシ	状		
					物	素	素	ダ	物		
					質			ント	質		
大日測定局	守口市	大日町3-35	S60	○	○	○	○	○			一般環境測定局
西部コミュニ ティセンター	大阪府	文園町8-8	H28		○	○	○	○	○		一般環境測定局
淀川工科高校	大阪府	京阪本通2-62	S45		○	○	○		○	○	自動車排出ガス測定局

## 【大気測定局での測定結果詳細データ】

表2-1-4 二酸化硫黄濃度の測定結果

測定局	有効測 定日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間値が0.1 ppmを超えた 時間数とその 割合		日平均値が 0.04 ppmを超 えた日数とその 割合		1時間 値 の 最高値	日平均 値 の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.04ppm を超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	有(×)無(○)	(日)
大日 測定局	363	8677	0.002	0	0.0	0	0.0	0.009	0.004	○	0

表2-1-5 二酸化窒素濃度の測定結果

測定局	有効測 定日数	測 定 時 間	年 平 均 値	1時間 値 の 最高値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合		1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の時間数と その割合		日平均値が 0.06ppmを 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm以 上0.06ppm 以下の日数と その割合		日平均 値の年 間98% 値	98%値評 価による 日平均値 が0.06 ppmを超 えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
大日 測定局	365	8568	0.014	0.070	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0

表 2-1-6 一酸化窒素・窒素酸化物濃度の測定結果

測定局	一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )					
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値のNO <sub>2</sub> / NO+NO <sub>2</sub>
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
大日測定局	365	8568	0.003	0.133	0.016	365	8568	0.017	0.172	0.045	81.7

表2-1-7 浮遊粒子状物質濃度の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
				(時間)	(%)	(日)	(%)				
大日測定局	352	8492	0.015	0	0.0	0	0.0	0.076	0.032	○	0

表2-1-8 光化学オキシダント濃度の測定結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の最高値
				(日)	(時間)	(日)	(時間)		
大日測定局	365	5387	0.033	75	314	1	1	0.120	0.048

表 2-1-9 微小粒子状物質濃度の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	環境基準達成状況	
					(日)	(%)		(日)	短期
西部コミュニティセンター	357	8562	6.5	15.3	0	0.0	0	○	○
淀川工科高校	361	8,669	9.1	19.8	0	0	0	○	○

表2-1-10 窒素酸化物簡易測定結果〔二酸化窒素 令和3年度〕 (単位:ppm)

測定 No	測 定 点	春	夏	秋	冬	平 均
1	金田町4交差点	0.025	0.012	0.035	0.020	0.023
2	庭窪中学校前交差点	0.023	0.014	0.036	0.021	0.024
3	大日交差点(東側)	0.025	0.016	0.035	0.021	0.024
4	大日交差点(南側)	0.030	0.023	0.039	0.029	0.030
5	大日交差点(北側)	0.029	0.017	0.036	0.024	0.027
6	大日交差点(西側)	0.026	0.018	0.037	0.025	0.027
7	大日町2交差点(南側)	0.037	0.017	0.043	0.026	0.031
8	大日町1交差点(南側)	0.036	0.033	0.044	0.038	0.038
9	大日町2交差点(北側)	0.038	0.016	0.043	0.025	0.031
10	大日町1交差点(北側)	0.040	0.037	0.046	0.042	0.041
11	京阪本通1交差点(南側)	0.024	0.018	0.038	0.028	0.027
12	京阪本通1交差点(北側)	0.033	0.022	0.044	0.031	0.033
13	大阪国際学園前交差点	0.020	0.014	0.035	0.023	0.023
14	北寺方交差点	0.024	0.013	0.038	0.020	0.024
15	菊水通2交差点	0.022	0.014	0.036	0.021	0.023
16	南寺方東通3交差点	0.019	0.011	0.034	0.020	0.021
17	八島交差点	0.029	0.018	0.041	0.028	0.029
18	大日測定局	0.016	0.009	0.031	0.017	0.018
	平 均 値	0.028	0.018	0.038	0.026	0.027
	最 大 値	0.040	0.037	0.046	0.042	0.041
	最 小 値	0.016	0.009	0.031	0.017	0.018

令和3年度 窒素酸化物簡易測定期間

春	令和3年 5月26日 ~ 5月28日
夏	令和3年 9月 8日 ~ 9月10日
秋	令和3年 12月14日 ~ 12月16日
冬	令和4年 3月 7日 ~ 3月 9日

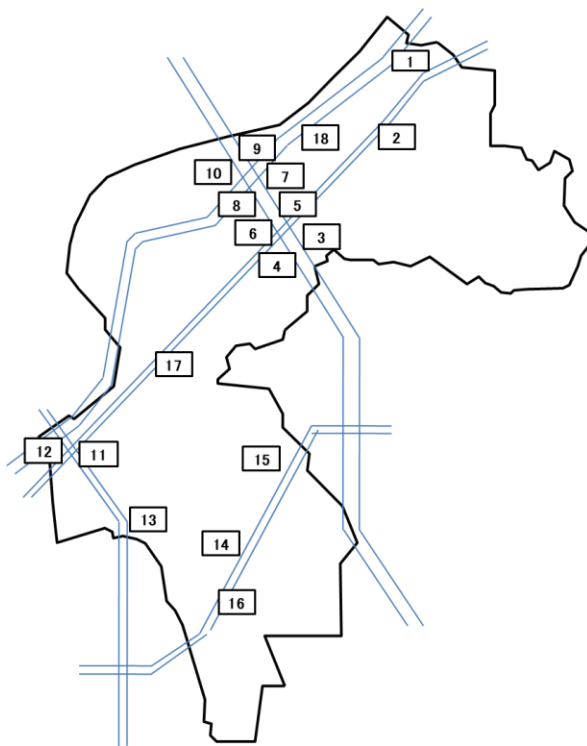


図 2-1-1 窒素酸化物簡易測定地点

表2-2-1 光化学スモッグ発令基準および一般周知事項

区分	発令基準	掲示板等の色彩	一般周知事項
光化学スモッグ予報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	みどり	(1) 注意報に備えて、テレビ、ラジオの報道等に注意すること。 (2) 屋外での、特に過激な運動は避けること。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
光化学スモッグ注意報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	き	(1) 屋外になるべく出ないこと。 (2) 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動を避け屋内に入ること。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
光化学スモッグ警報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	だいだい	(1) 屋外になるべく出ないこと。 (2) 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。
光化学スモッグ重大緊急警報	当該地域の測定点のうち1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm以上である大気の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の状態が継続すると認めるとき。	えんじ	(1) 屋外に出ないこと。 (2) 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。 (3) 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗顔、うがいをするとともに、最寄りの保健所又は市町村に連絡すること。

・東大阪地域—大阪市の区域のうち旭区、鶴見・及び城東区の地域並びに守口市、門真市、寝屋川市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市及び柏原市の地域。

・基準測定点—府下に56カ所設置されており、そのうち東大阪地域には10カ所設置されている。守口市内においては西部コミュニティセンターが基準測定点になっている。

表2-2-2 発令時のばい煙を排出する者等の措置

対 象 発令区分	緊急時対象工場に係るばい煙排出者			
	一般対象工場に係る ばい煙排出者	特別対象工場に係る ばい煙排出者	揮発性有機化合物 排出者	自動車の使用者 又は運転者
予 報	操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常時より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。	工場又は事業場全体からの原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請すること。	揮発性有機化合物の排出量の減少に配慮するよう要請すること。	不要不急の自動車を使用しないよう要請すること。
注意報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の20%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	予報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期するとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	揮発性有機化合物の排出量を削減するよう要請し、又は勧告すること。	不要不急の自動車を使用しないこと及び発令地域への運転を自粛するよう要請すること。
警 報	注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期するとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常時の40%以上削減するよう要請し、又は勧告すること。	注意報に引き続き揮発性有機化合物の排出量の減少に徹底を期するよう要請し、又は勧告すること。	自動車の使用及び発令地域における運行を避けるように要請すること。
重 大 緊急警報	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の40%以上削減するよう命令すること。	大気汚染防止法第 23 条第 2 項に基づき揮発性有機化合物排出施設の使用の制限、その他必要な措置をとるべきことを命令すること。	自動車の使用を避ける事と及び発令地域における運行をしないことを強力に要請すること。 府警察本部が実施する緊急時の交通規制を守るよう強力に要請すること。

表 2-2-3 令和3年度 光化学スモッグ発令状況（東大阪地域）

発令日	曜日	予 報			注 意 報		
		号 数	発令時間	解除時間	号 数	発令時間	解除時間
6/8	火	1	13:00	18:00			

表 2-2-4 ばい煙及び粉じん発生施設届出件数(令和 3 年度)

届出区分	ばい煙						粉じん			
	法律			条例			法律		条例	
	ばいじん	VOC	水銀	ばいじん	有害物質	VOC	一般	特定	一般	特定
設置(新設)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
使用(既設)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変更	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
使用廃止	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0

表 2-2-5 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置数(令和 3 年度末)

施設の種類の		基数
ばい煙発生施設	ボイラー	80
	加熱炉	1
	塗装施設	2
	廃棄物焼却炉	0
	ガスタービン	8
	ディーゼル機関	31
	ガス機関	11

【水質汚濁】

表3-1-1 人の健康の保護に係る環境基準（健康項目）

項 目	環 境 基 準 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.02 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
1,1-ジクロロエタン	0.1 mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

表3-1-2 生活環境項目に係る環境基準

類 型		AA	A	B	C	D	E	
項 目	利用目的の 適応性	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産3級 工業用水 1級及びD 以下の欄に 掲げるもの	工業用水 2級 農業用水及 びEの欄に 掲げるもの	工業用水 3級 環境保全	
	基 準 値	水素イオン 濃 度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
		生物化学的 酸素要求量 (BOD)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下
		浮遊物質 量 (SS)	25mg/L 以下	25mg/L 以下	25mg/L 以下	50mg/L 以下	100mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと
		溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L 以上	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上	2mg/L 以上
		大腸菌群数	50 MPN /100 mL 以下	1,000 MPN /100 mL 以下	5,000 MPN /100 mL 以下			
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間は表3-1-4のとおりとする。						

- (備考) 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域内が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈でんろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈でん等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度



表3-1-3 水生生物の保全に関する項目に係る環境基準

類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンスホ ン酸及びその塩（LAS）
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以下

（備考）1 基準値は、年間平均値とする。

表3-1-4 対象水域及びその水域が該当する水域類型並びに達成期間

水域類型 指定日	環境基準における水域類型指定			
	水 域	河 川	当該類型	達成期間
平成21年6月30日	寝屋川	古 川	D	□

- （注）1 古川については全域が対象となっている。  
 2 達成期間の分類は次のとおりである。  
 (1) 「イ」は直ちに達成  
 (2) 「ロ」は5年以内に可及的速やかに達成  
 (3) 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

表3-1-5 地下水質環境基準

項 目	環 境 基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L以下
砒 素	0.01 mg/L以下
総 水 銀	0.0005 mg/L以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L以下
シ マ ジ ン	0.003 mg/L以下
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02 mg/L以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L以下
セ レ ン	0.01 mg/L以下
1, 4-ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L以下
ほ う 素	1 mg/L以下
ふ っ 素	0.8 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

表3-1-6 令和3年度公共用水域調査結果

測定地点			古川（新古川橋）			
項目						
生活環境項目	気 温	(°C)	22.2	32.8	20.8	6.8
	水 温	(°C)	20.6	29.0	18.1	9.0
	透 視 度	(cm)	>100	>100	>100	>100
	水素イオン濃度(pH)		7.3	7.3	7.2	7.3
	溶 存 酸 素 量	(mg/L)	6.8	5.3	6.6	9.4
	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	1.3	1.0	0.7	1.3
	浮 遊 物 質 量	(mg/L)	8	6	2	2
	大 腸 菌 群 数	(MPN/100mL)	4.9×10 <sup>3</sup>	7.0×10 <sup>2</sup>	7.9×10 <sup>2</sup>	1.3×10 <sup>3</sup>
	全 窒 素	(mg/L)	3.6	6.0	5.1	3.0
	全 磷	(mg/L)	0.16	0.13	0.18	0.096
	全 亜 鉛	(mg/L)		0.021		
	ノニルフェノール	(mg/L)		0.00006		
	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	(mg/L)		<0.0006		
	健康項目	カドミウム	(mg/L)		<0.0003	
全 シ ア ン		(mg/L)		不検出		
鉛		(mg/L)		<0.005		
六価クロム		(mg/L)		<0.02		
砒 素		(mg/L)		<0.005		
総 水 銀		(mg/L)		<0.0005		
P C B		(mg/L)		不検出		
トリクロロエチレン		(mg/L)		<0.001		
テトラクロロエチレン		(mg/L)		<0.0005		
ジクロロメタン		(mg/L)		<0.002		
四塩化炭素		(mg/L)		<0.0002		
1,2-ジクロロイタリ		(mg/L)		<0.0004		
1,1,1-トリクロロイタリ		(mg/L)		<0.0005		
1,1,2-トリクロロイタリ		(mg/L)		<0.0006		
1,1-ジクロロイタリ		(mg/L)		<0.002		
シス 1,2-ジクロロイタリ		(mg/L)		<0.004		
1,3-ジクロロイタリ		(mg/L)		<0.0002		
チウラム		(mg/L)		<0.0006		
シマジン		(mg/L)		<0.0003		
チオハソカルブ		(mg/L)		<0.002		
ベンゼン		(mg/L)		<0.001		
セレン		(mg/L)		<0.002		
1,4-ジオキサン		(mg/L)		<0.005		
ほう素	(mg/L)		0.03			
ふっ素	(mg/L)		<0.08			
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)		5.8			

表3-1-7 令和3年度地下水質調査結果

項目			地区			
			大久保地区	大日地区	八雲地区	大宮地区
一般項目	気 温	(°C)	32.3	32.2	26.6	31.2
	水 温	(°C)	18.0	19.0	19.1	18.6
	水素イオン濃度(pH)		7.1	6.8	6.8	7.0
	透 視 度	(cm)	>100	>100	>100	>100
環境基準項目	カ ド ミ ウ ム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全 シ ア ン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六 価 ク ロ ム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒 素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総 水 銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	P C B	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四 塩 化 炭 素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	クロロエチレン	(mg/L)	0.0004	<0.0002	<0.0002	0.0053
	1,2-ジクロロイタリ	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1,1-トリクロロイタリ	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロイタリ	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	1,1-ジクロロイフル	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2-ジクロロイフル	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,3-ジクロロイフル	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チ ウ ラ ム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シ マ ジ ン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チ オ ハ ン ソ カ ル フ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベ ン ゼ ン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セ レ ン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,4-ジオキサソ	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ほ う 素	(mg/L)	0.10	0.04	0.12	0.17	
い っ 素	(mg/L)	0.26	<0.08	<0.08	<0.08	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	

備考 アルキル水銀については、原則として総水銀が0.0005mg/Lを超えた場合のみ測定を行うが、いずれの地点でも定量限界以下であった

表3-2-1 有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設に関する届出状況（令和3年度）

	設置（新設）	使用（既設）	変更	廃止	氏名変更	承継
水質汚濁防止法に基づく届出件数	1	1	1	3	6	0

表 3-2-2 有害物質使用特定施設・有害物質使用特定施設の設置数（令和3年度末）

有害物質使用特定施設							有害物質貯蔵指定施設
廃ガス洗浄施設	酸又はアルカリによる表面処理施設	電気めっき施設	写真現像の用に供する自動式フィルム	洗濯業の用に供する洗浄施設	洗 浄 施 設	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	有害物質貯蔵指定施設
14	24	8	2	1	20	14	8

【騒音・振動】

表4-1-1 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

平成24年3月30日  
守口市告示第84号

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	本市の区域のうち、法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

ただし、道路に面する地域については、上表にかかわらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌日 の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

基準値	
昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

(注)

(1)「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る）。
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表4-1-2 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に上げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲を言う。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注) a区域、b区域、c区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域として守口市長が定めた区域をいう。

- ① a区域：専ら住居の用に供される区域  
（第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域）
- ② b区域：主として住居の用に供される区域  
（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域）
- ③ c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)

表4-1-3 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前6時から午後9時まで)	夜 間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
第 1 種 区 域		65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域		70デシベル	65デシベル

(1) 第1種区域

都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第2種区域

都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域



表4-1-4 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）（令和3年度評価区間）

評価区間		面的評価結果（戸数）					面的評価結果（％）				
		評価対象 住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも 基準値 以下①	昼のみ 基準値 以下②	夜のみ 基準値 以下③	昼夜とも 基準値 超過④	評価対象 住居等戸数 ①+②+③+④	昼夜とも 基準値 以下①	昼のみ 基準値 以下②	夜のみ 基準値 以下③	昼夜とも 基準値 超過④
一般国道 1号	2015- 10060-2	352	153	57	0	142	100	43.5	16.2	0.0	40.3
	2015- 10060-3	240	77	25	0	138	100	32.1	10.4	0.0	57.5
	2015- 10070-1	720	632	87	0	1	100	87.8	12.1	0.0	0.1
	2015- 10070-2	2219	2052	167	0	0	100	92.5	7.5	0.0	0.0
	2015- 10080-1	58	31	19	0	8	100	53.4	32.8	0.0	13.8
	2015- 10080-2	55	34	17	0	4	100	61.8	30.9	0.0	0.4
	2015- 10080-3	123	91	23	0	9	100	74.0	18.7	0.0	7.3
	2015- 10110-1	1	1	0	0	0	100	100	0.0	0.0	0.0
	2015- 10110-2	88	70	0	0	18	100	79.5	20.5	0.0	0.0
	2015- 10320-1	168	168	0	0	0	100	100	100	0.0	0.0
	2015- 10320-2	102	102	0	0	0	100	100	100	0.0	0.0
市道 馬場菊水線	2015- 100001- 1	1433	1432	1	0	0	100	99.1	0.1	0.0	0.0

表 4-1-5 道路に面する地域における環境基準の達成状況（面的評価）（守口市全体）

項目	面的評価結果（戸数）					面的評価結果（％）				
	評価対象 住居等 戸数	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過	評価対象 住居等 戸数	昼夜とも 基準値 以下	昼のみ 基準値 以下	夜のみ 基準値 以下	昼夜とも 基準値 超過
全 体	15,635	14,633	462	36	504	100	93.6	3.0	0.2	3.2
近接 空間	5,650	4,963	373	36	278	100	87.8	6.6	0.6	4.9
非近接 空間	9,985	9,670	89	0	226	100	96.8	0.9	0.0	2.3

表4-1-6 令和3年度市内幹線道路騒音・振動調査結果

番号	道路名 測定場所	用途 地域	時間区分	騒音			振動			交通量(台/10分)			
				騒音レベル	環境基準	適否	振動レベル	要請限度	適否	大型車	その他	合計	大型車 混入率(%)
1	一般国道1号 守口市役所前	住居	昼間	70	70	○	45	70	○	78	355	433	18.0
			夜間	68	65	×	40	65	○				
2	一般国道1号 佐太小学校	商業	昼間	74	70	×	46	70	○	187	390	577	32.4
			夜間	72	65	×	43	65	○				
3	一般国道163号 大宮南公園	住居	昼間	65	70	○	45	65	○	48	240	288	16.7
			夜間	60	65	○	36	60	○				
4	一般国道479号 馬場町3-14先	住居	昼間	65	70	○	43	65	○	51	238	289	17.6
			夜間	59	65	○	36	60	○				
5	府道京都守口線 庭窪中学校	住居	昼間	70	70	○	44	65	○	68	367	435	15.6
			夜間	69	65	×	36	60	○				
6	府道八尾茨木線 大久保中央公園	住居	昼間	65	70	○	42	65	○	7	87	94	7.4
			夜間	60	65	○	30	60	○				
7	府道深野南寺方大阪線 旧大気第3測定局前	準工	昼間	64	70	○	39	70	○	18	89	107	16.8
			夜間	58	65	○	26	65	○				
8	府道北大日竜田線 八雲小学校前	住居	昼間	63	70	○	41	65	○	12	52	64	18.8
			夜間	57	65	○	34	60	○				

※騒音・振動の測定は24時間の連続測定

表4-1-7 令和3年度環境騒音測定結果

道路に面しない地域

番号	測定場所	用途地域	類型	騒音レベル (昼間)		基準 適否 (Leq)	支配的 音源	騒音レベル (夜間)		基準 適否 (Leq)	支配的 音源	土地 利用の 実態
				Leq	L50			Leq	L50			
1	弥合右衛門町公園	二種	A	46	41	55 ○	5	38	37	45 ○	5	13
2	大日東公園	三種	C	47	45	60 ○	5	40	38	50 ○	5	13
3	下島公園	二種	A	53	53	55 ○	5	38	38	45 ○	5	13
4	東郷公園	三種	C	53	52	60 ○	3	45	45	50 ○	5	13
5	松月公園	二種	B	46	44	55 ○	1	40	37	45 ○	5	13
6	平代うさぎ公園	二種	B	51	49	55 ○	5	45	43	45 ○	5	13

支配的音源

- 1 自動車音
- 2 自動車以外の道路音
- 3 工場・事業所等の音
- 4 家庭音
- 5 自然音
- 6 特殊音
  - ア 航空機
  - イ 鉄道
  - ウ 建設作業
- 7 その他の音
- 8 不特定音

土地利用の実態

- 1 低密住宅
- 2 高密住宅
- 3 中高層住宅団地
- 4 住宅・商業
- 5 住宅・業務
- 6 住宅・工業
- 7 商業・業務
- 8 路線商業
- 9 工業
- 10 文教(学校)
- 11 厚生(病院)
- 12 官公庁
- 13 公園・緑地
- 14 空地
- 15 その他

表4-2-1 騒音規制法特定施設の届出状況

施設		区分	令和2年度末 届出施設数	令和3年度 届出施設数	令和3年度末 届出施設数
1	金属加工機械		429	0	429
2	空気圧縮機等		822	3	825
3	土石用破砕機等		0	0	0
4	織機		0	0	0
5	建設用資材製造機械		0	0	0
6	穀物用製粉機		0	0	0
7	木材加工機械		13	0	13
8	抄紙機		0	0	0
9	印刷機械		102	0	102
10	合成樹脂用射出成形機		181	1	182
11	鋳造型機		0	0	0
計			1,547	4	1,551

表4-2-2 振動規制法特定施設の届出状況

施設		区分	令和2年度末 届出施設数	令和3年度 届出施設数	令和3年度末 届出施設数
1	金属加工機械		628	0	628
2	圧縮機		268	3	271
3	破砕機		0	0	0
4	織機		0	0	0
5	コンクリートブロック マシン等		0	0	0
6	木材加工機械		0	0	0
7	印刷機械		0	0	0
8	ゴム練用又は合成樹脂練用 ロール機		47	0	47
9	合成樹脂用射出成形機		181	1	182
10	鋳造型機		0	0	0
計			1,124	4	1,128

表 4-2-3 騒音に係る特定建設作業

(騒音規制法施行令第 2 条、条例施行規則第 52 条)

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域(注3)	条例の追加規制地域(注4)
1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(注1) 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6 バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) 7 トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2) 8 ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)	法の届出	条例の届出
9 6,7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業(注1) 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	条例の届出	条例の届出

表 4-2-4 振動に係る特定建設作業

(振動規制法施行令第 2 条、条例施行規則第 52 条)

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域(注3)	条例の追加規制地域(注4)
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業(注) 4. プレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注)	法の届出	条例の届出
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業	条例の届出	条例の届出

(注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。)を使用する作業を除く。  
(この場合は9の条例での届出を行うことになります。)

(注3) 法の規制地域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域

(注4) 条例の追加規制地域：工業専用地域の一部、大阪国際空港のうち豊中市及び池田市の区域並びに八尾空港の敷地、騒音規制法・振動規制法第3条第1項の指定地域の境界から300m以内の地先及び水面

表 4-2-5 特定建設作業に係る規制基準  
 (騒音規制法第 15 条、振動規制法施行規則第 11 条、条例施行規則第 63 条)

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	1 号	騒音：85 デシベル
	2 号	振動：75 デシベル
作業可能時刻	1 号	午前 7 時から午後 7 時
	2 号	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	1 号	一日あたり 10 時間
	2 号	一日あたり 14 時間
最大作業期間	1 号	連続 6 日間
	2 号	
作業日	1 号	日曜その他の休日を除く日
	2 号	

(注) 区域区分について

1 号区域：第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域  
 工業地域及び条例の追加規制地域※のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

2 号区域：工業地域及び条例の追加規制地域※のうち 1 号区域以外の地域

※条例の追加規制地域：工業専用地域の一部、大阪国際空港のうち豊中市及び池田市の区域並びに八尾空港の敷地、騒音規制法・振動規制法第 3 条第 1 項の指定地域の境界から 300m 以内の地先及び水面

【ダイオキシン類】

表5-1-1 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
土壌	1000 pg-TEQ/g以下
水質	1 pg-TEQ/L以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

表5-1-2 守口市内のダイオキシン類調査結果

(1)環境大気 (単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	試料採取日	調査結果
守口市役所屋上	令和3年5月24日～31日	0.011
	令和3年8月18日～25日	0.020
	令和3年10月15日～22日	0.014
	令和4年1月14日～21日	0.014
年間平均値		0.015
大阪府営 守口錦通住宅屋上	令和3年5月24日～31日	0.011
	令和3年8月18日～25日	0.012
	令和3年10月15日～22日	0.014
	令和4年1月14日～21日	0.013
年間平均値		0.013

(2)土壌環境 (単位：pg-TEQ/g)

調査地点	試料採取日	調査結果
八雲東公園	令和3年8月30日	4.9

(3)水質環境 (単位：pg-TEQ/L)

調査地点	試料採取日	調査結果
古川大久保神田橋	令和3年8月30日	0.21

表5-1-3 大気基準適用施設に係る基準 (ナノグラム-TEQ/Nm<sup>3</sup>) 注1)

特定施設の種類		新設基準	既設基準 H14.12.1～	標準酸素濃度 <sup>注3)</sup>
鉄鋼業焼結施設		0.1	1	15%
製網用電気炉 <sup>注2)</sup>		0.5	0.5 (5)	
亜鉛回収施設		1	10	
アルミニウム合金製造施設		1	5	
廃棄物焼却炉 <sup>注2)</sup>	4t/h以上	0.1	0.1 (1)	12%
	2t/h以上 4t/h未満	1	1 (5)	
	200kg/h以上 2t/h未満	5	5 (10)	
	200kg/h未満	5	10 (10)	

注1) ナノグラム (ng) は10億分の1グラムを意味します。

注2) 平成9年12月1日以前に設置された施設は、( )内の基準です。

注3) 鉄鋼業焼結施設及び廃棄物焼却炉については、標準酸素濃度による補正を行った後の値とします。

【公害苦情】

表6-1-1 令和3年度公害苦情の受理・処理状況

公害の種類			令和3年度				過年度分				合 計									
			受付 (A)	解決 (B)	残 (A-B)	解決率 (B/A) %	繰越 (C)	解決 (D)	残 (C-D)	解決率 (D/C) %	総件数 (A+C =E)	解決 (B+D =F)	残 (E-F)	解決率 (F/E) %						
典 型 七 公 害	1 大 気 汚 染	いおう酸化物																		
		ばいじん	1	1	0	100								1	1	0	100			
		有害物質																		
		粉じん	1	1	0	100									1	1	0	100		
		計	2	2	0	100									2	2	0	100		
	2	悪臭	2	2	0	100								2	2	0	100			
	3	水質汚濁																		
	4	土壌汚染																		
	5	地盤沈下																		
	6	騒音	23	17	6	73.9	2	2	0	100	25	19	6	76.0						
7	振動	4	4	0	100	1	1	0	100	5	5	0	100							
合 計			31	25	6	80.6	3	3	0	100	34	28	6	82.4						

表6-1-2 平成29年度～令和3年度 公害苦情の処理状況

公害の種類			平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
			受付	解決	残	解決率 %	受付	解決	残	解決率 %	受付	解決	残	解決率 %	受付	解決	残	解決率 %	受付	解決	残	解決率 %
典 型 七 公 害	1 大 気 汚 染	いおう酸化物																				
		ばいじん	3	3	0	100	3	3	0	100									1	1	0	100
		有害物質																				
		粉じん	3	3	0	100	7	7	0	100	6	6	0	100	6	6	0	100	1	1	0	100
		計	6	6	0	100	10	10	0	100	6	6	0	100	6	6	0	100	2	2	0	100
	2	悪臭	2	2	0	100	3	3	0	100	8	8	0	100	6	6	0	100	2	2	0	100
	3	水質汚濁																				
	4	土壌汚染																				
	5	地盤沈下																				
	6	騒音	24	23	1	95.8	20	20	0	100	31	25	6	80.6	14	11	3	78.6	23	17	6	73.9
7	振動	3	3	0	100	5	5	0	100	5	5	0	100	6	5	1	83.3	4	4	0	100	
合 計			35	34	1	97.1	38	38	0	100	50	44	6	88.0	32	28	4	87.5	31	25	6	80.6



【悪 臭】

表7-1-1 特定悪臭物質と規制基準

特定悪臭物質の種類	事業場の敷地 境界線の規制基準 (ppm)	に お い の 種 類
* ア ン モ ニ ア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
* 硫 化 水 素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫 化 メ チ ル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二 硫 化 メ チ ル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
* ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	腐った魚のようなにおい
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.05	青ぐさい刺激臭
ス チ レ ン	0.4	都市ガスのようなにおい
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	すっぱいような刺激臭
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	汗くさいにおい
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	むれたくつ下のようなにおい
イ ソ 吉 草 酸	0.001	むれたくつ下のようなにおい
* ト ル エ ン	10	ガソリンのようなにおい
* キ シ レ ン	1	ガソリンのようなにおい
* 酢 酸 エ チ ル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
* メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
* イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	刺激的な発酵したにおい
* プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
* ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
* イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
* ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
* イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい

(注) \*印の特定物質については、煙突等の排出口における規制基準が設定されています。

---

---

# も り ぐ ち の 環 境

令和4年度版

---

令和5年3月発行

編 集 守口市環境下水道部環境対策課

発 行 大阪府守口市役所

---